

(12) 特許協力条約に基づいて公開された国際出願

(19) 世界知的所有権機関
国際事務局

(43) 国際公開日
2012年6月14日(14.06.2012)



(10) 国際公開番号
WO 2012/077300 A1

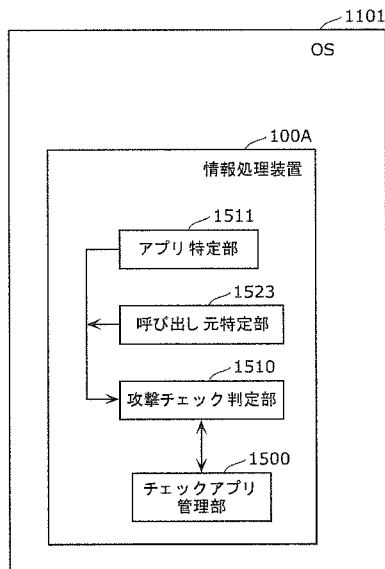
- (51) 国際特許分類:
G06F 21/00 (2006.01)
- (21) 国際出願番号: PCT/JP2011/006668
- (22) 国際出願日: 2011年11月29日(29.11.2011)
- (25) 国際出願の言語: 日本語
- (26) 国際公開の言語: 日本語
- (30) 優先権データ:
特願 2010-274112 2010年12月8日(08.12.2010) JP
- (71) 出願人(米国を除く全ての指定国について): パナソニック株式会社(PANASONIC CORPORATION) [JP/JP]; 〒5718501 大阪府門真市大字門真1006番地 Osaka (JP).
- (72) 発明者; および
- (75) 発明者/出願人(米国についてのみ): 前田 学(MAEDA, Manabu), 松島 秀樹(MATSUSHIMA, Hideki), 芳賀 智之(HAGA, Tomoyuki).
- (74) 代理人: 新居 広守(NII, Hiromori); 〒5320011 大阪府大阪市淀川区西中島5丁目3番10号タナ
- (81) 指定国(表示のない限り、全ての種類の国内保護が可能): AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW.
- (84) 指定国(表示のない限り、全ての種類の広域保護が可能): ARIPO (BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), ユーラシア (AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), ヨーロッパ (AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR),

[続葉有]

(54) Title: INFORMATION PROCESSING DEVICE AND INFORMATION PROCESSING METHOD

(54) 発明の名称: 情報処理装置、及び、情報処理方法

[図9]



100A Information processing device
1101 OS
1500 Check application management unit
1510 Attack check judgment unit
1511 Application specification unit
1523 Call source specification unit

(57) Abstract: Provided is an information processing device (100A) that, in order to improve the responsiveness of system call processing without compromising safety, comprises: an application specification unit (1511) that specifies programs being executed by the information processing device, by obtaining application identifiers; a call source specification unit (1523) that specifies a call source that indicates which part of a program a program code was called from, when a program code is called by a specified program; a check application management unit (1500) that manages check results, which is data that includes the results of past checks of safety relating to the execution of a specified program; and an attack check judgment unit (1510) that judges whether or not to perform a check to see if the specified program is being attacked, based on the specified check source and the check results.

(57) 要約: 安全性を損なうことなく、システムコール処理の応答性を向上させるため、本発明に係る情報処理装置(100A)は、アプリ識別子を取得することにより情報処理装置において実行中のプログラムを特定するアプリ特定部(1511)と、特定されたプログラムが、プログラムコードの呼び出し時に、プログラムの中の部分からプログラムコードを呼び出したかを示す呼び出し元を特定する呼び出し元特定部(1523)と、特定されたプログラムを実行することに対する安全性について過去にチェックした結果を含む情報であるチェック結果を管理するチェックアプリ管理部(1500)と、特定された呼び出し元とチェック結果とに基づいて、特定されたプログラムが攻撃されているかのチェックを行うか否かを判定する攻撃チェック判定部(1510)とを備える。

WO 2012/077300 A1

OAPI (BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG). 添付公開書類:

— 国際調査報告 (条約第 21 条(3))

明 細 書

発明の名称： 情報処理装置、及び、情報処理方法

技術分野

[0001] 本発明は、不正なプログラムを付加したコンテンツによる情報の漏洩を防止する技術に関する。

背景技術

[0002] 近年、デジタルカメラなどで撮影した写真データを、デジタルカメラや記録媒体から取り込み、蓄積し、ユーザの要求に応じて蓄積した写真データを表示する機器が普及しつつある。また、このような機器では、機器の所有者が撮影した写真データだけでなく、所有者以外が撮影した写真データや、P C (P e r s o n a l C o m p u t e r) などの他の機器に蓄積されている写真データも取り込み、蓄積する。

[0003] このような機器に対して、不正なプログラムが付加された不正な写真データを取り込ませることにより、機器内部の他の写真データを漏洩させるという攻撃が考えられる。例えば、攻撃者が、ターゲットとする人のP Cへ、メール等を利用して不正なプログラムが付加された不正な写真データを送付し、その写真データを上記のような機器に取り込ませる。又は、C D - R (C o m p a c t D i s c R e c o r d a b l e) やD V D - R (D i g i t a l V e r s a t i l e D i s k R e c o r d a b l e) 等の記録メディアに不正なプログラムが付加された不正な写真データを含む写真データを記録する。記録メディアに記録された写真データをターゲットとする人へ渡すことにより、不正なプログラムが付加された不正な写真データをターゲットが使用する機器へ取り込ませてもよい。不正なプログラムが付加された不正な写真データを用いた攻撃としては、バッファオーバーフローの脆弱性を利用した攻撃方法がある。

[0004] ここで、バッファオーバーフローの脆弱性を利用した攻撃方法について説明する。

- [0005] まず、アプリ（以後、計算機により実行されるプログラムであって、一定の処理を行う処理部のことを、アプリと呼ぶ）は、実行中に利用するデータをRAM（Random Access Memory）上に確保されたスタック領域に格納する。スタック領域には、アプリ内の関数（アプリの一部であり、モジュール化された処理部を意味する）ごとにスタックフレームが作られ、スタックフレームは後入れ先出し（LIFO: Last In First Out、FILO: First In Last Out）の構造で、スタック領域に格納される。
- [0006] スタックフレームは、図18に示す様に、ローカル変数領域200、退避領域201、リターンアドレス202、引数領域203から構成される。ローカル変数領域200には、関数内で使用するローカル変数が格納される。退避領域201には、関数が呼び出された時のCPUの状態が退避（すなわち、記録）され、関数が終了した時には、記録されたCPU状態を退避領域から読み出すことで、CPUは退避前の状態へ復帰する。リターンアドレス202には、関数内で定義された処理の終了時に戻る戻り先のアドレス（すなわち、RAM内のアドレス）が格納される。引数領域203には、関数を呼び出した時の引数が格納される。
- [0007] バッファオーバーフローの脆弱性とは、スタック上のローカル変数領域200に確保されたバッファ（変数）へ外部から入力されたデータを保存する際に問題となる。具体的には、バッファのサイズより大きいデータが入力された結果、退避領域201、リターンアドレス202及び引数領域203が書き換えられてしまうという脆弱性である。
- [0008] このバッファオーバーフローの発生時、例えば、攻撃者が写真データを工夫することで、ローカル変数領域200を不正なプログラムで書き換え、リターンアドレス202を不正なプログラムの先頭アドレスに書き換えることができる。これにより、写真データに付加された不正なプログラムを、バッファオーバーフローが発生した計算機上で実行できる。すなわち、バッファオーバーフロー攻撃は、（1）特定のアプリ内の関数がバッファオー

ーバースタックの脆弱性を有しており、かつ、(2) その関数が、不正なプログラムが仕込まれた不正な写真データを読み込むことで、実行される。

[0009] 従来のバッファオーバーフロー攻撃対策としては、カーネルのシステムコール処理などのプログラムコードの呼び出し時に、リターンアドレスが示すアドレスの属性情報（領域情報）に基づいて不正なプログラムからの呼び出しであるかを判断する方法がある（例えば、特許文献1、2参照）。図19は、前記特許文献1に記載された従来のバッファオーバーフロー攻撃対策を示すものである。

[0010] 図19において、タスク101は、データ領域102からのデータの読み込みを伴うシステムコール要求をOS（Operating System）107に入力する。OS107は、システムコール要求をシステムコールテーブル103で受けとると、正当性検証部104へシステムコール要求の正当性の検査を依頼する。正当性検証部104は、システムコール要求の正当性を判定し、判定結果を出力する。正当性検証部104が、不正なシステムコール要求と判断した場合、そのシステムコール要求を棄却し、攻撃対策部112へ通知する。攻撃対策部112は、システムコールを要求したタスク101に対して、対策を講じる。一方、正当性検証部104が、正当なシステムコール要求と判断した場合、命令実行部106にシステムコール105を実行させる。

先行技術文献

特許文献

- [0011] 特許文献1：特開2004-126854号公報
特許文献2：特開2009-199529号公報

発明の概要

発明が解決しようとする課題

- [0012] しかしながら、前記従来の構成では、全てのシステムコール要求に対して正当性の検査を実施するため、システムコール要求に対して、処理の応答性

が悪化するという課題を有している。

- [0013] そこで本発明は、前記従来課題を解決するもので、安全性を損なうことなく、システムコール処理の応答性を向上させる情報処理装置を提供することを目的とする。

課題を解決するための手段

- [0014] 本発明のある局面に係る情報処理装置は、一意な識別子であるアプリ識別子を有する1以上のプログラムを実行する情報処理装置であって、前記アプリ識別子を取得することにより前記情報処理装置において実行中のプログラムを特定するアプリ特定部と、前記特定されたプログラムが、プログラムコードの呼び出し時に、前記プログラムのどの部分から前記プログラムコードを呼び出したかを示す呼び出し元を特定する呼び出し元特定部と、前記特定されたプログラムを実行することに対する安全性について過去にチェックした結果を含む情報であるチェック結果を管理するチェックアプリ管理部と、前記特定された呼び出し元と前記チェック結果とに基づいて、前記特定されたプログラムが攻撃されているかのチェックを行うか否かを判定する攻撃チェック判定部とを備える。
- [0015] 一般に、既に安全であることが確認されたプログラムコード（すなわち、システムコール）の呼び出しであれば、再度、安全性をチェックすることは、計算機資源の無駄となり、システムコール処理の応答性を害する。しかし、プログラムコードは、呼び出し経路で危険性が変化する。よって、過去、安全性をチェックし、安全であることが確認されたプログラムコードであっても、その呼び出し元が異なれば、安全とはいえない。よって、プログラムコードの安全性は、その呼び出し元とセットで、判断する必要がある。
- [0016] 上記構成によると、呼び出し元特定部は、プログラムコードの呼び出し元を特定することができる。よって、攻撃チェック判定部は、特定された呼び出し元とセットで、プログラムコードが攻撃されているかのチェックする必要があるか否かを判定することができる。その結果、安全性を損なうことなく、システムコール処理の応答性を向上させる情報処理装置を提供すること

ができる。

- [0017] 具体的には、前記情報処理装置は、さらに、前記特定されたプログラムが攻撃されているかをチェックする攻撃チェック部を備えており、前記攻撃チェック部は、前記攻撃チェック判定部が、前記特定されたプログラムに対して攻撃チェックを行うと判定した場合には、前記特定されたプログラムが攻撃されているか否かをチェックするとしてもよい。
- [0018] より具体的には、前記呼び出し元特定部は、前記特定されたプログラムから前記プログラムコードを呼び出した後に前記特定されたプログラムへ実行処理を戻すための戻し先を示すメモリ内のアドレスであるリターンアドレスを用いて、前記呼び出し元を特定するとしてもよい。
- [0019] これによると、情報処理装置は、リターンアドレスから、プログラムコードの呼び出し元を具体的に特定することができる。
- [0020] さらに、前記呼び出し元特定部は、前記特定されたプログラムから前記プログラムコードを呼び出した場合に前記特定されたプログラムが使用するコールスタックのスタックポインタの値と、前記リターンアドレスとを用いて前記呼び出し元を特定するとしてもよい。
- [0021] プログラムコードを呼び出す際のリターンアドレスと、コールスタックのスタックポインタとの2つの情報により、そのプログラムコードの呼び出し元を一意に決定できる。よって、呼び出し元特定部は、これらの情報を取得することで、呼び出し元を特定できる。
- [0022] さらに、前記チェックアプリ管理部は、（A）前記特定されたプログラムが攻撃されているか否かをチェックした結果を示す情報、及び、（B）前記特定されたプログラムが、攻撃されているか否かを判定するチェックが必要であることを示す情報、の両方を含む情報を前記チェック結果として、前記特定されたプログラムが有する前記アプリ識別子と前記呼び出し元とに対応付けて記憶しているとしてもよい。
- [0023] これにより、攻撃チェック判定部は、呼び出し元特定部で特定された呼び出し元からのプログラムコードの呼び出しの安全性を、チェックアプリ管理

部に記憶されている過去のチェック結果から、判定することができる。

[0024] 具体的には、前記攻撃チェック判定部は、前記特定されたプログラムが有するアプリ識別子に対応付けられて前記チェックアプリ管理部に記憶されている前記チェック結果を取得し、(A) 取得した前記チェック結果が、前記特定されたプログラムが攻撃されていないこと、又は、前記特定されたプログラムが攻撃されていることを表す場合には、攻撃されているかのチェックを行わないと判定し、(B) 取得した前記チェック結果が、攻撃されているか否かを判定するチェックが必要であることを表す場合には、攻撃チェック部による攻撃がされているかのチェックを行うと判定するとしてもよい。

[0025] また、さらに、前記特定されたプログラムが前記プログラムコードを呼び出すことにより読み込もうとしているデータファイルを、前記データファイルを示す識別子であるコンテンツ識別子を用いて特定するコンテンツ特定部と、前記特定されたデータファイルを読み込むか否かを判定する読み込み可否判定部とを備え、前記読み込み可否判定部は、(A) 前記コンテンツ識別子と、前記アプリ識別子と、前記呼び出し元とに対応付けられた前記チェック結果が、前記チェックアプリ管理部に記憶されていないか、又は、(B) 前記コンテンツ識別子と、前記アプリ識別子と、前記呼び出し元とに対応付けられた前記チェック結果が、前記チェックアプリ管理部に記憶されており、かつ、前記チェック結果が、前記特定されたプログラムが攻撃されていないことを示す場合には、前記特定されたデータファイルを読み込むと判定し、(C) 前記コンテンツ識別子と、前記アプリ識別子と、前記呼び出し元とに対応付けられている前記チェック結果が、前記チェックアプリ管理部に記憶されており、かつ、前記チェック結果が、前記特定されたプログラムが以前に攻撃されたことを示す場合には、前記特定されたデータファイルを読み込まないと判定するとしてもよい。

[0026] 一般に、プログラムコードにバッファオーバーフローの脆弱性があり、かつ、そのプログラムコードがバッファオーバーフローを利用した攻撃を意図した、悪意あるデータファイルを読み込んだ際に、実質的に危険性が高

まる。よって、チェックアプリ管理部に、プログラムコードの呼び出し元と、呼び出されたプログラムコードが読み込むデータファイルの識別子をセットにして、その安全性に関するチェック結果を記録しておくことで、より正確に、安全性を判定することができる。

[0027] また、前記読み込み可否判定部は、前記コンテンツ識別子と、前記アプリ識別子と、前記呼び出し元とに対応付けられた前記チェック結果が、前記チェックアプリ管理部に記憶されていない場合には、前記アプリ識別子で特定されるプログラムが、攻撃されているか否かを判定するチェックが必要であることを示す情報を、前記コンテンツ識別子と、前記アプリ識別子と、前記呼び出し元とに対応付けて前記チェックアプリ管理部に記憶させるとしてもよい。

[0028] また、前記チェックアプリ管理部は、前記プログラムが削除又は更新された場合には、削除又は更新された前記プログラムが有するアプリ識別子に対応づけられて記憶されているチェック結果を削除するとしてもよい。

[0029] これによると、アプリを最新のものに更新することによりバッファオーバーフローの脆弱性が修正された場合には、情報処理装置は、読み込み処理を行えるようになる。また、アプリを削除した時、同じアプリ識別子を持つアプリが再度インストールされた場合には、情報処理装置は再度攻撃チェック処理を実施できるようになる。

[0030] また、前記チェックアプリ管理部は、前記チェック結果を、当該チェックアプリ管理部を備える前記情報処理装置、及び、当該チェックアプリ管理部を備える前記情報処理装置とは異なる情報処理装置の少なくとも一方に記憶しているとしてもよい。

[0031] これによると、他の情報処理装置が読み込んだことがあるファイルについては、自身が読み込んだことがなくても、チェックを行うことなく、安全性を判定することができる。

[0032] また、前記チェックアプリ管理部は、前記特定されたデータファイルが変更された場合には、当該変更されたデータファイルを示すコンテンツ識別子

に対応づけられて記憶されているチェック結果を削除するとしてもよい。

[0033] これによると、既存のコンテンツが、不正なプログラムが付加されたコンテンツに変更された場合においても、不正なプログラムを検出することができる。

[0034] なお、本発明は、このような情報処理装置として実現できるだけでなく、情報処理装置に含まれる特徴的な手段をステップとする情報処理方法として実現したり、そのような特徴的なステップをコンピュータに実行させるプログラムとして実現したりすることもできる。そして、そのようなプログラムは、CD-ROM (Compact Disc Read Only Memory) 等の記録媒体及びインターネット等の伝送媒体を介して流通させることができるのはいうまでもない。

[0035] さらに、本発明は、このような情報処理装置の機能の一部又は全てを実現する半導体集積回路 (LSI) として実現したりできる。

発明の効果

[0036] 本発明の情報処理装置によれば、安全性を損なうことなく、システムコール処理の応答性を向上させることができる。

図面の簡単な説明

[0037] [図1]図1は、本発明の実施の形態1におけるコンテンツ蓄積・表示システムの全体構成図である。

[図2]図2は、本発明の実施の形態1におけるコンテンツ蓄積・表示装置のソフトウェア構成図である。

[図3]図3は、本発明の実施の形態1におけるコンテンツ蓄積・表示装置のハードウェア構成図である。

[図4]図4は、本発明の実施の形態1における更新サーバの構成図である。

[図5]図5は、本発明の実施の形態1における関数の呼び出し関係図である。

[図6]図6は、本発明の実施の形態1における情報処理装置を有するOSの構成図である。

[図7]図7は、本発明の実施の形態1における攻撃チェック結果リストの構成

図である。

[図8]図8は、本発明の実施の形態1における要チェックアプリリストの構成図である。

[図9]図9は、本発明の実施の形態1における情報処理装置の他の構成を示すブロック図である。

[図10]図10は、本発明の実施の形態1におけるチェック要否判定処理のフローチャートである。

[図11]図11は、本発明の実施の形態1におけるファイル読み込み処理のフローチャートである。

[図12]図12は、本発明の実施の形態2における情報処理装置の構成図である。

[図13]図13は、本発明の実施の形態2における攻撃チェック結果リストの構成図である。

[図14]図14は、本発明の実施の形態2におけるチェック要否判定処理のフローチャートである。

[図15]図15は、本発明の実施の形態3におけるコンテンツ蓄積・表示システムの全体構成図である。

[図16]図16は、本発明の実施の形態3における情報処理装置の構成図である。

[図17]図17は、本発明の実施の形態3におけるチェック要否判定処理のフローチャートである。

[図18]図18は、スタックの構成の一例を示す図である。

[図19]図19は、従来のOSの構成の一例を示す図である。

発明を実施するための形態

[0038] 以下、本発明に係る情報処理装置の実施の形態について、図面を参照しながら詳細に説明する。

[0039] 以下、本発明の実施の形態について、図面を用いて詳細に説明する。なお、以下で説明する実施の形態は、いずれも本発明の好ましい一具体例を示す

ものである。以下の実施の形態で示される数値、構成要素、構成要素の配置位置及び接続形態、ステップ、ステップの順序などは、一例であり、本発明を限定する主旨ではない。本発明は、請求の範囲だけによって限定される。よって、以下の実施の形態における構成要素のうち、本発明の最上位概念を示す独立請求項に記載されていない構成要素については、本発明の課題を達成するのに必ずしも必要ではないが、より好ましい形態を構成するものとして説明される。

[0040] (実施の形態1)

本発明の実施の形態1に係る情報処理装置は、カメラやPCなどの機器から写真データを取り込み、蓄積し、ユーザの要求に応じて、写真データを表示するコンテンツ蓄積・表示装置である。

[0041] <コンテンツ蓄積・表示システム1000の構成>

図1は、本発明の実施の形態1におけるコンテンツ蓄積・表示システム1000の構成図である。

[0042] 図1において、コンテンツ蓄積・表示システム1000は、コンテンツ蓄積・表示装置1001と、カメラ1010と、PC1011と、更新サーバ1020とを含む。

[0043] コンテンツ蓄積・表示装置1001は、カメラ1010やPC1011などから写真データを取り込み、蓄積する。また、蓄積した写真データを、ユーザの要求に応じて表示する。さらに、記録ディスク1030などの記録媒体を読み取るための読み取り部を持ち、ユーザ以外が撮影した写真データを取り込むことも可能である。

[0044] コンテンツ蓄積・表示装置1001は、これらコンテンツの蓄積及び表示機能を実現するため、一意な識別子であるアプリ識別子を有する1以上のプログラムをCPU (Central Processing Unit) で実行する。

[0045] カメラ1010は、コンテンツ蓄積・表示装置1001とUSB (Universal Serial Bus) や無線LAN (Local Area

a Network)などを用いて接続される。カメラ1010は、ユーザが旅行などのイベントで写真を撮影した写真データを、カメラ1010に内蔵された不揮発メモリや、取り出し可能な記録媒体へ記録する。また、カメラ1010が、コンテンツ蓄積・表示装置1001と接続された時に、記録した写真データをコンテンツ蓄積・表示装置1001へ転送する。また、ユーザが、カメラ1010から記録媒体を取り出し、コンテンツ蓄積・表示装置1001へ装着することにより、記録媒体に記録した写真データをコンテンツ蓄積・表示装置1001へ転送することも可能である。

[0046] PC1011は、ネットワークに接続され、ユーザがメールを受信したり、Webブラウジングを行う際に使用される計算機である。また、PC1011は、コンテンツ蓄積・表示装置1001ともネットワークで接続される。メールに添付された写真データやWebブラウジング時にダウンロードした写真データなどは、ネットワークを介して、PC1011からコンテンツ蓄積・表示装置1001へ取り込む。

[0047] 更新サーバ1020は、コンテンツ蓄積・表示装置1001とネットワークで接続される。更新サーバ1020は、コンテンツ蓄積・表示装置1001用の更新用ソフトウェアを格納し、コンテンツ蓄積・表示装置1001からの要求に応じて、コンテンツ蓄積・表示装置1001へ、更新用ソフトウェアを転送する。更新用ソフトウェアは、コンテンツ蓄積・表示装置1001内で動作するソフトウェアに不具合が見つかった場合や、ソフトウェアに機能を追加する場合などに作成する。

[0048] 記録ディスク1030は、写真データを記録するための記録媒体である。

[0049] また、コンテンツ蓄積・表示装置1001は、本発明に係る情報処理装置を有する。

[0050] <コンテンツ蓄積・表示装置1001のソフトウェア構成>

図2は、本発明の実施の形態1におけるコンテンツ蓄積・表示装置1001のソフトウェア構成図である。

[0051] 図2において、コンテンツ蓄積・表示装置1001は、OS1101と、

コンテンツ収集アプリ 1102 と、表示アプリ 1103 と、編集アプリ 1104 と、管理アプリ 1105 とを備える。

[0052] OS 1101 は、情報処理装置 100 を有する。OS 1101 は、OS 1101 上で動作するアプリ（コンテンツ収集アプリ 1102 や表示アプリ 1103、編集アプリ 1104、管理アプリ 1105 等のプログラム）を、メモリ上にロードして実行する。また、OS 1101 が管理するリソースに対して、アプリから利用要求があった時に、OS 1101 は、要求してきたアプリがそのリソースを利用する権限があるかを確認する。確認の結果、権限があると判定した場合には、OS 1101 は、情報処理装置 100 を介してアプリにリソースを提供する。アプリから OS 1101 への要求としては、ファイルへの読み込み要求や書き込み要求、また、ネットワークで接続された他の機器への接続要求などがある。

[0053] コンテンツ収集アプリ 1102 は、カメラ 1010 や PC 1011、記録ディスク 1030 に記録された写真データを収集し、コンテンツ蓄積・表示装置 1001 内に蓄積するアプリである。コンテンツ収集アプリ 1102 は、カメラ 1010 などの機器が USB や無線 LAN など接続されるかを監視し、接続されたことを検出した場合には、その機器内や機器に装着された記録メディアに記録されている写真データを収集する。また、ネットワーク接続を監視し、PC 1011 などの機器が接続されたことを検出した場合には、その機器内に記録されている写真データを収集する。コンテンツ収集アプリ 1102 は、収集した写真データをコンテンツ蓄積・表示装置 1001 内の不揮発性記憶装置へ保存し、蓄積する。

[0054] 表示アプリ 1103 は、コンテンツ収集アプリ 1102 が蓄積した写真データを液晶ディスプレイなどの表示装置に表示するアプリである。表示アプリ 1103 は、写真データに付属するサムネイル画像を一覧表示したり、ユーザが指定した 1 つの写真データを表示したりする。また、表示アプリ 1103 は、ユーザが選択した複数の写真データを、一定時間間隔で表示するスライドショー表示も行う。

- [0055] 編集アプリ1104は、コンテンツ蓄積・表示装置1001に保存している写真データを編集するアプリである。編集アプリ1104は、ユーザの選択に応じて、編集した写真データを新しい写真データとして保存したり、編集した写真データを上書き保存する。また、編集アプリ1104は、ユーザが不要と判断した写真データを、コンテンツ蓄積・表示装置1001から削除する。
- [0056] 管理アプリ1105は、コンテンツ蓄積・表示装置1001内にインストールされているアプリやOSを管理する。管理アプリ1105は、更新サーバ1020と通信し、コンテンツ蓄積・表示装置1001内にインストールされているアプリやOS用の更新用ソフトウェアがあるか定期的に確認する。管理アプリ1105は、更新用ソフトウェアを検出した場合、ユーザに対して通知を行い、該当するアプリやOSの更新用ソフトウェアを更新サーバ1020から受信し、更新処理を行う。
- [0057] <コンテンツ蓄積・表示装置1001のハードウェア構成>
図3は、本発明の実施の形態1におけるコンテンツ蓄積・表示装置1001のハードウェア構成図である。
- [0058] 図3において、コンテンツ蓄積・表示装置1001は、システムLSI1200と、メモリ1210と、不揮発性記憶装置1220とを含む。
- [0059] システムLSI1200は、CPU (Central Processing Unit) 1201と、カードI/F (Interface) 1202と、ネットワークI/F 1203と、入出力I/F 1204とを含む。
- [0060] CPU1201は、メモリ1210に格納されたOS1101や各アプリに含まれる命令コードを実行することにより、コンテンツ蓄積・表示装置1001全体の動作を制御する。また、CPU1201は、特権モードと非特権モードの2つのモードを持つ。OS1101は特権モードで動作し、メモリ1210やカードI/F 1202、ネットワークI/F 1203、入出力I/F 1204などの各種リソースに、自由にアクセスできる。したがって、OS1101が有する本発明に係る情報処理装置100は、特権モードで

動作する。

[0061] また、コンテンツ収集アプリ1102と、表示アプリ1103と、編集アプリ1104と、管理アプリ1105は非特権モードで動作し、OS1101が設定した範囲内のみアクセス可能である。メモリ1210は、OS1101と、コンテンツ収集アプリ1102と、表示アプリ1103と、編集アプリ1104と、管理アプリ1105とを格納する。なお、図3は、図2に示されるソフトウェア構成の各要素をメモリ1210にロードした様子を示している。

[0062] 不揮発性記憶装置1220は、呼び出し元チェック結果表1221と、コンテンツA1222と、コンテンツB1223とを格納する。また、図示しないが、不揮発性記憶装置1220は、図2に示されるソフトウェア構成をメモリ1210にロードする前の各構成要素を格納する。具体的には、図2に示されるコンテンツ収集アプリ1102、表示アプリ1103、編集アプリ1104、及び管理アプリ1105は、それぞれ、図3に示されるメモリ1210に格納されたコンテンツ収集アプリ1102、表示アプリ1103、編集アプリ1104、及び管理アプリ1105に対応する。これらの各構成要素を実現するためのソフトウェアが、CPU1201上で実行されることにより、各機能が実現される。

[0063] コンテンツ蓄積・表示装置1001は、さらに、図3に図示されていない液晶ディスプレイなどの入出力装置を備えているが、これらは本発明の本質ではないので説明を省略する。また、システムLSI1200は、さらに、図3に図示されていない周辺回路などを備えているが、これらは本発明の本質ではないので説明を省略する。また、メモリ1210は、さらに、図2や図3に図示されていないアプリや、写真データを処理するための作業領域を格納していてもよい。また、不揮発性記憶装置1220は、さらに、図2や図3に図示されていないアプリや、コンテンツを格納していてもよい。

[0064] <更新サーバ1020の構成>

図4は、本発明の実施の形態1における更新サーバ1020の構成図であ

る。

[0065] 図4において、更新サーバ1020は、更新処理受付部1300と、更新用ソフトウェア保持部1301とを含む。

[0066] 更新処理受付部1300は、コンテンツ蓄積・表示装置1001の管理アプリ1105から問い合わせを受ける。問い合わせの結果、更新が必要な場合には、更新処理受付部1300は、管理アプリ1105と連携して、コンテンツ蓄積・表示装置1001内のソフトウェアの更新処理を行う。更新処理において、更新処理受付部1300は、更新用ソフトウェア保持部1301から更新用ソフトウェアを取得し、管理アプリ1105へ送信する。

[0067] 更新用ソフトウェア保持部1301は、コンテンツ蓄積・表示装置1001内のソフトウェアの更新処理に必要な更新用ソフトウェアを保持する。

[0068] <攻撃チェック処理の実施タイミング>

攻撃チェック処理（すなわち、アプリが攻撃されているか否かを判定する処理）は、攻撃される前には実施する必要がなく、攻撃された後に実施する必要がある。つまり、攻撃される可能性のあるタイミングが分かれば、その直後に攻撃チェック処理を実施すればよいことになる。なぜなら、攻撃された後、すなわち、実行中のアプリが使用するコールスタック上で不正なプログラムが動作している状態でなければ、攻撃されているか否かを判定することは困難なためである。よって、攻撃された直後に、攻撃チェック処理を実施できることが望ましい。

[0069] 本発明の実施の形態1におけるコンテンツ蓄積・表示装置1001は、PCの様に、ユーザが自由にアプリを追加したり、ネットワークを経由して写真データやアプリをダウンロードしたり出来ない装置である。そのため、攻撃者が、コンテンツ蓄積・表示装置1001を攻撃するためには、コンテンツ蓄積・表示装置1001が取り込む写真データなどの写真データを細工する方法しかない。例えば、攻撃者は、コンテンツ蓄積・表示装置1001内で写真データを表示する表示アプリ1103の脆弱性（バッファオーバーフロー等）を衝くような細工を行った写真データ（不正なプログラムを付加

したコンテンツ)を作成する。攻撃者は、この細工を行った写真データをコンテンツ蓄積・表示装置1001に取り込ませることで、コンテンツ蓄積・表示装置1001を攻撃する。

[0070] 上記の攻撃を行う時、コンテンツ蓄積・表示装置1001は、表示アプリ1103で不正なプログラムを付加したコンテンツを読み込み、表示処理を行おうとしたタイミングで攻撃される。そのため、攻撃チェック処理は、写真データの読み込み処理を行った後のタイミングで実施する必要がある。

[0071] そこで、本発明の実施の形態1では、コンテンツ蓄積・表示装置1001が写真データの読み込み処理を行った後、その次のシステムコール要求のタイミングで攻撃チェック処理を実施する。

[0072] また、バッファオーバーフローの脆弱性を利用して攻撃する場合は、不正なプログラムを付加したコンテンツを表示アプリ1103が読み込めば、必ずバッファオーバーフローが発生し、不正なプログラムが動作する。つまり、表示アプリ1103が攻撃されれば、その時に読み込んだ写真データは、不正なプログラムを付加したコンテンツであり、攻撃されなければ、通常の写真データを読み込んだと判断できる。

[0073] そこで、以前読み込んで攻撃されなかった写真データを再度読み込んだ時、コンテンツ蓄積・表示装置1001は、その次のシステムコール要求のタイミングで攻撃チェック処理を実施しない。これにより、攻撃チェック処理の実施を省くことが出来る。

[0074] 但し、写真データが、表示アプリ1103のどの部分で処理されたかにより、攻撃チェック処理の実施を省ける場合とそうでない場合がある。

[0075] 図5は、表示アプリ1103内の関数呼び出し関係を表した模式図である。

[0076] 図5において、表示アプリ1103は、main関数1560と、サムネイル取得関数1561と、データ本体取得関数1562と、read関数1563とを含む。

[0077] main関数1560は、コンテンツ蓄積・表示装置1001が蓄積して

いる写真データを、サムネイルを用いて一覧表示したり、ユーザがサムネイルから選択した写真データを表示する処理を行う。

- [0078] サムネイル取得関数 1561 は、コンテンツ蓄積・表示装置 1001 が蓄積している写真データからサムネイルデータを取得する。
- [0079] データ本体取得関数 1562 は、コンテンツ蓄積・表示装置 1001 が蓄積している写真データから写真本体のデータを取得する。
- [0080] `read` 関数 1563 は、サムネイル取得関数 1561 又はデータ本体取得関数 1562 から写真データの読み込み依頼を受けて、OS 1101 に対して、ファイル読み込みのシステムコール要求を行う。
- [0081] 図 5 の表示アプリ 1103 において、例えば、データ本体取得関数 1562 にバッファオーバーフローの脆弱性があった場合を考える。表示アプリ 1103 が、サムネイル表示を行う時には、`main` 関数 1560 からサムネイル取得関数 1561 と `read` 関数 1563 とを經由し、OS 1101 に対して、ファイル読み込みのシステムコール要求を行う（経路 1）。この場合、経路 1 の途中にバッファオーバーフローの脆弱性を持つ関数はないため、攻撃されることはない。しかし、これだけの理由で、その後ユーザが同じ写真を選択し、この写真データの本体を表示する時に、攻撃チェック処理を実施しなくてもよいと判断することは危険である。バッファオーバーフローの脆弱性を利用した攻撃は、前述の通り、不正なデータを、バッファオーバーフローの脆弱性を有する関数から呼び出した時に、はじめて実行され、検出も可能になるためである。
- [0082] 具体的に、写真データ本体の表示では、`main` 関数 1560 からデータ本体取得関数 1562 と `read` 関数 1563 とを經由し、OS 1101 に対して、ファイル読み込みのシステムコール要求を行う（経路 2）。ここで、経路 2 の途中にあるデータ本体取得関数 1562 にバッファオーバーフローの脆弱性があるとする。この場合、読み込んだ写真データが、不正なプログラムが付加されたコンテンツであった場合、コンテンツ蓄積・表示装置 1001 は不正なプログラムによって攻撃される。

[0083] 以上述べたように、攻撃チェック処理の実施を省くかどうかを、過去にその写真データを読み込んだか読み込んでいないかだけで単純に判断した場合、アプリに脆弱性があった場合には、攻撃される可能性が残る。よって、攻撃チェックが必要か否かを判定する際には、関数呼び出し関係における経路を特定し、特定された経路を考慮して、判定する仕組みが必要となる。

[0084] そこで、本発明の実施の形態1に係る情報処理装置100は、経路が異なる場合は、その途中で実行される関数が異なることを利用して、経路の違いを判定する。具体的には、経路が異なる場合には、システムコールを要求した時のアプリ（例えば、図5では表示アプリ1103）のスタックポイントの値が異なる値になることを利用して、経路の違いを判定する。そのため、後述するように、攻撃チェック判定部1510が判定に利用する攻撃チェック結果リスト1530には、アプリ識別子とコンテンツ識別子以外に、システムコールを要求した時の呼び出し元アドレスとスタックポイント値も、チェック結果に対応付けられて、一緒に格納される。

[0085] <情報処理装置100の構成>

図6は、本発明の実施の形態1におけるOS1101が有する情報処理装置100の構成図である。

[0086] 図6において、情報処理装置100は、チェックアプリ管理部1500と、システムコール管理部1501と、ファイル読み込み管理部1502とを含む。

[0087] チェックアプリ管理部1500は、アプリが攻撃されているかをチェックしたチェック結果を管理する。また、攻撃されているかチェックする必要があるアプリを管理する。

[0088] 具体的には、チェックアプリ管理部1500は、(A) アプリ特定部1511により特定されたプログラム（アプリ）が攻撃されているか否かをチェックした結果、及び、(B) 特定されたプログラムが、攻撃されているか否かを判定するチェックが必要であることを示す情報、の両方を含む情報であるチェック結果を、特定されたプログラムが有するアプリ識別子と、呼び出し

元とに対応付けて記憶している。

[0089] より具体的には、チェックアプリ管理部1500は、図7に示される攻撃チェック結果リスト1530を有している。チェックアプリ管理部1500は、攻撃チェック結果リスト1530を更新することにより、チェック結果の管理を行う。

[0090] なお、本発明の実施の形態1～3において、「アプリが攻撃されている」とは、アプリに存在するバッファオーバーフローの脆弱性を衝かれて、アプリのスタック上で不正なプログラムが動作している状態を意味する。

[0091] 図7は、攻撃チェック結果リスト1530の一例を示している。この攻撃チェック結果リスト1530は、アプリ識別子と、コンテンツ識別子と、呼び出し元アドレスと、スタックポインタ値と、チェック結果とを含む。

[0092] アプリ識別子は、OS1101上で動作するアプリを特定する識別子である。アプリ識別子は、例えば本発明の実施の形態1においては、アプリのファイル名である。

[0093] コンテンツ識別子は、不揮発性記憶装置1220に格納される写真データファイルを識別するための識別子である。コンテンツ識別子は、例えば本発明の実施の形態1においては、写真データファイルのファイル名である。

[0094] 呼び出し元アドレスは、アプリがシステムコールを要求した時におけるアプリの実行コードのアドレスである。例えば、表示アプリが写真データの読み込み要求をした時の表示アプリの実行コードのアドレスである。すなわち、呼び出し元アドレスは、本発明の実施の形態1においては、OS1101から表示アプリへ戻る時に使用するリターンアドレスとして使用されるアドレスである。

[0095] スタックポインタ値は、アプリがシステムコールを要求した時におけるアプリのスタックポインタの値である。例えば、表示アプリが写真データの読み込み要求をした時の、表示アプリのスタックポインタの値である。

[0096] チェックアプリ管理部1500は、アプリ識別子と、コンテンツ識別子と、呼び出し元アドレスと、スタックポインタ値とを、ファイル読み込み管理

部 1 5 0 2 から受け取る。

[0097] 攻撃チェック結果リスト 1 5 3 0 には、攻撃チェック部 1 5 1 2 によるチェック結果として、攻撃されたかどうかのチェック結果 “○”、“×”、又は、攻撃されているかのチェックが必要なことを示す “要” の 3 つの値のうちいずれかが格納される。ここで、チェック結果が “○” であれば、対応するアプリ識別子を有するプログラム（アプリ）が攻撃されていないことを表す。また、チェック結果が “×” であれば、攻撃されていることを表す。また、チェック結果が “要” であれば、攻撃されているか否かを判定するチェックが必要であることを表す。なお、“○”、“×”、“要” という表記は、いずれも例示であり、任意のその他の文字や記号が攻撃チェック結果リスト 1 5 3 0 に格納されてもよい。例えば、“○” の代わりに “OK” を、“×” の代わりに “NG” を、“要” の代わりに “不明” 等を使用してもよい。

[0098] チェック結果は、システムコール管理部 1 5 0 1 が備える攻撃チェック部 1 5 1 2 からチェックアプリ管理部 1 5 0 0 が受け取る。

[0099] なお、攻撃チェック結果リスト 1 5 3 0 は、アプリ識別子と、コンテンツ識別子と、呼び出し元アドレスと、スタックポインタ値と、チェック結果とを含めばよく、その順番はこれに限らない。例えば、コンテンツ識別子、アプリ識別子、呼び出し元アドレス、スタックポインタ値、チェック結果の順番でも、チェック結果、アプリ識別子、コンテンツ識別子、呼び出し元アドレス、スタックポインタ値の順番でもよい。

[0100] また、攻撃チェック結果リスト 1 5 3 0 のデータ構造は、図 7 に示される表の形式である必要はない。アプリ識別子と、コンテンツ識別子と、呼び出し元アドレスと、スタックポインタ値と、チェック結果との組み合わせを識別できる形式であればよい。例えば、横軸にアプリ識別子、縦軸にコンテンツ識別子を持つ表を用い、それぞれのアプリ識別子とコンテンツ識別子の組み合わせごとに、呼び出し元アドレスとスタックポインタ値との組み合わせのリストへのリンクを持っていてもよい。

- [0101] 再度、図6を参照し、チェックアプリ管理部1500は、アプリ識別子で示されるアプリのチェックが必要かどうかの問い合わせをシステムコール管理部1501から受ける。チェックアプリ管理部1500は、システムコール管理部1501から問い合わせを受けると、攻撃チェック結果リスト1530から、アプリのチェック結果を取得し、その取得したチェック結果を返す。
- [0102] また、チェックアプリ管理部1500は、攻撃されていないかをチェックしたチェック結果とアプリ識別子とをシステムコール管理部1501が備える攻撃チェック部1512から受け取り、受け取ったチェック結果を攻撃チェック結果リスト1530へ記録する。
- [0103] システムコール管理部1501は、攻撃チェック判定部1510と、アプリ特定部1511と、攻撃チェック部1512とを備える。
- [0104] システムコール管理部1501は、システムコールを要求したアプリが攻撃されているかどうかを、攻撃チェック判定部1510を用いて判定する。攻撃されていないと判定した場合には、要求されたシステムコールの処理を実行する。攻撃されていると判定した場合には、システムコールを要求したアプリに対してエラーを返す。なお、システムコール要求時のチェック要否判定処理の詳細は、フローチャートを用いて後ほど説明する。
- [0105] 攻撃チェック判定部1510は、システムコールを要求したアプリに対して、攻撃されているかどうかをチェックする必要があるかを判定する。具体的には、攻撃チェック判定部1510は、アプリ特定部1511で特定されたプログラムの呼び出し元に基づいて、特定されたプログラムが攻撃されているかのチェックを行うか否かを判定する。
- [0106] より具体的には、攻撃チェック判定部1510は、特定されたプログラムが有するアプリ識別子に対応付けられてチェックアプリ管理部1500が有する攻撃チェック結果リスト1530に記憶されているチェック結果を取得する。取得したチェック結果が、プログラム（アプリ）が攻撃されていないこと、又は、プログラム（アプリ）が攻撃されていることを表す場合には、

攻撃チェック判定部 1510 は、攻撃されているかのチェックを行わないと判定する。一方、取得したチェック結果が、攻撃されているか否かを判定するチェックが必要である（すなわち、安全か否かが不明である）ことを表す場合には、攻撃チェック判定部 1510 は、攻撃チェック部 1512 によるチェックを行うと判定する。

[0107] さらに具体的には、攻撃チェック判定部 1510 は、チェックアプリ管理部 1500 からシステムコールを要求したアプリの攻撃チェック結果を取得する。取得したチェック結果が“要”であった場合には、攻撃チェック判定部 1510 は、攻撃チェック部 1512 へチェックを依頼する。また、チェック結果が“○”であった場合には、チェックを行わず、要求されたシステムコール処理を実行する。また、チェック結果が“×”であった場合には、システムコールを要求したアプリへエラーを返す。また、チェック結果がいずれの場合であっても、攻撃チェック判定部 1510 は、攻撃チェック部 1512 から取得したチェック結果の登録をチェックアプリ管理部 1500 へ依頼する。

[0108] アプリ特定部 1511 は、システムコールを要求したアプリを特定する。具体的には、コンテンツ蓄積・表示装置 1001 で実行されているプログラムが有するアプリ識別子を取得することで、システムコールを要求したアプリを特定する。

[0109] 本発明の実施の形態 1 においては、アプリ特定部 1511 は、OS 1101 が管理するプロセス管理用の構造体に格納されているファイル名をアプリ識別子として用いて、アプリを特定する。アプリ特定部 1511 は、アプリ識別子であるアプリのファイル名を攻撃チェック判定部 1510 へ通知する。

[0110] 攻撃チェック部 1512 は、攻撃チェック判定部 1510 が、アプリ特定部 1511 で特定されたアプリに対して攻撃チェックを行うと判定した場合には、そのアプリ（すなわち、システムコールを要求したアプリ）が攻撃されているか否かをチェックする。

- [0111] チェック方法としては、例えば、前述した特許文献1又は特許文献2に詳しく説明されている。また、他のチェック方法を用いてもよい。
- [0112] ファイル読み込み管理部1502は、読み込み可否判定部1520と、コンテンツ特定部1521と、アプリ特定部1522と、呼び出し元特定部1523とを備える。
- [0113] ファイル読み込み管理部1502は、アプリからシステムコールによりファイル読み込みが要求された時に、システムコール管理部1501から呼び出され、ファイルの読み込み処理を行う。ファイル読み込み管理部1502は、ファイルの読み込み処理時に、攻撃チェック結果リスト1530を参照し、読み込み処理を実施するかどうかを判定する。なお、ファイル読み込み処理の詳細は、フローチャートを用いて後ほど説明する。
- [0114] 読み込み可否判定部1520は、後述するコンテンツ特定部1521により特定されたデータファイルを読み込むか否かを判定する。すなわち、読み込み可否判定部1520は、(A)コンテンツ識別子と、アプリ識別子と、呼び出し元とに対応付けられたチェック結果が、チェックアプリ管理部1500に記憶されていないか、又は、(B)コンテンツ識別子と、アプリ識別子と、呼び出し元とに対応付けられたチェック結果が、チェックアプリ管理部1500に記憶されており、かつ、チェック結果が、アプリ特定部1511により特定されたプログラム(アプリ)が攻撃されていないことを示す場合には、特定されたデータファイルを読み込むと判定する。
- [0115] また、コンテンツ識別子と、アプリ識別子と、呼び出し元とに対応付けられているチェック結果がチェックアプリ管理部1500に記憶されており、かつ、チェック結果が、アプリ特定部1511により特定されたプログラム(アプリ)が以前に攻撃されたことを示す場合には、読み込み可否判定部1520は、特定されたデータファイルを読み込まないと判定する。
- [0116] より具体的には、読み込み可否判定部1520は、チェックアプリ管理部1500から攻撃チェック結果を取得し、取得したチェック結果に応じて、読み込み可否を判定する。読み込み可否判定部1520は、チェック結果が

“○”の場合は、読み込み可と判定し、チェック結果が“×”の場合は、読み込み不可と判定する。

[0117] また、読み込み可否判定部1520は、攻撃チェック結果リスト1530にチェック結果が登録されていなかった場合には、読み込み可と判定し、チェックアプリ管理部1500へチェック結果“要”を登録するように依頼する。すなわち、読み込み可否判定部1520は、判定を行った際に、コンテンツ識別子と、アプリ識別子と、呼び出し元とに対応付けられたチェック結果が、チェックアプリ管理部に記憶されていない場合には、アプリ特定部1511により特定されたプログラムが、攻撃されているか否かを判定するチェックが必要であることを示す情報を、コンテンツ識別子と、アプリ識別子と、呼び出し元とに対応付けてチェックアプリ管理部1500に記憶させる。

[0118] より詳細には、後述する。

[0119] コンテンツ特定部1521は、アプリ特定部1511で特定されたプログラム（アプリ）がプログラムコード（すなわち、システムコール）を呼び出すことにより読み込もうとしているデータファイルを、そのデータファイルを示す識別子であるコンテンツ識別子を用いて特定する。

[0120] コンテンツ特定部1521は、例えば、ユーザの操作により表示アプリ1103が読み込んだ写真データを特定する。本発明の実施の形態1においては、コンテンツ特定部1521がデータファイルを特定するための方法として、読み込み依頼時に通知されるファイル識別子に格納されている写真データのファイル名を用いて、写真データを特定する方法を用いる。コンテンツ特定部1521は、写真データのファイル名をコンテンツ識別子として読み込み可否判定部1520へ通知する。

[0121] アプリ特定部1522は、システムコール管理部1501が有するアプリ特定部1511と同じ機能を持つが、アプリ識別子を読み込み可否判定部1520へ通知する点が異なる。すなわち、アプリ特定部1511は、攻撃チェック結果リスト1530を参照するためにアプリ識別子を取得する。一方

、アプリ特定部 1522 は、攻撃チェック結果リスト 1530 を更新するためにアプリ識別子を取得する。

[0122] 呼び出し元特定部 1523 は、アプリ特定部 1511 により特定されたプログラム（アプリ）が、プログラムコードの呼び出し時に、プログラムのどの部分からプログラムコードを呼び出したかを特定する。具体的には、呼び出し元特定部 1523 は、OS 1101 のファイルの読み込み処理を呼び出した呼び出し元が、アプリのどの部分であるかを特定する。

[0123] 本発明の実施の形態 1 に係る呼び出し元特定部 1523 は、呼び出し元を特定するための方法として、アプリが写真データの読み込み要求をした時のアプリの実行コードのアドレスとスタックポインタの値とを用いて、呼び出し元を特定する。すなわち、呼び出し元特定部 1523 は、アプリ特定部 1511 により特定されたプログラム（アプリ）からプログラムコード（システムコール）を呼び出した場合の、（A）プログラムコードの実行処理後、特定されたプログラムへ実行処理を戻すための戻し先を示すメモリ内のアドレスであるリターンアドレスと、（B）特定されたプログラムが使用するコールスタックのスタックポインタの値とを用いて、呼び出し元を特定する。より具体的には、呼び出し元特定部 1523 は、ファイルの読み込み処理終了時にアプリに戻るためのリターンアドレスと、ファイルの読み込み要求をした時点でのアプリのスタックポインタの値を利用して、呼び出し元を特定する。

[0124] なお、本発明の実施の形態 1 では、攻撃チェック判定部 1510 は攻撃チェック結果リスト 1530 を用いて攻撃チェック処理を行うかを判定したが、本発明はこれに限定されるものではない。例えば、チェックアプリ管理部 1500 は、攻撃チェック処理が必要なアプリを要チェックアプリリスト 1531 として、攻撃チェック結果リスト 1530 とは別に管理してもよい。要チェックアプリリスト 1531 の構造の一例を図 8 に示す。この場合、チェックアプリ管理部 1500 は、攻撃チェック結果リスト 1530 には、チェック結果として“○”又は“×”のみを格納する。

- [0125] この場合、チェックアプリ管理部1500は、読み込み可否判定部1520からチェック結果“要”を登録するように依頼された場合には、図8に示される要チェックアプリリスト1531へ依頼されたアプリを登録する。また、攻撃チェック判定部1510は、チェックアプリ管理部1500が備える要チェックアプリリスト1531へ、システムコールを要求したアプリのアプリ識別子が登録されているかを問い合わせる。
- [0126] また、攻撃チェック判定部1510は、攻撃チェック部1512によるチェック結果が“×”の場合、チェック結果が“×”となったコンテンツ識別子と同じコンテンツ識別子に関連するチェック結果を、全て“×”にするようにチェックアプリ管理部1500へ依頼してもよい。具体的には、チェックアプリ管理部1500は、過去のチェック結果に“×”が含まれているコンテンツ識別子と同じコンテンツ識別子を有する攻撃チェック結果リスト1530内の全ての行のチェック結果を“×”にしてもよい。
- [0127] さらに、“×”となったアプリ識別子と同じアプリ識別子に関連するチェック結果を、全て“×”にしてもよい。具体的には、チェックアプリ管理部1500は、過去のチェック結果に“×”が含まれているアプリ識別子と同じアプリ識別子を有する攻撃チェック結果リスト1530内の全ての行のチェック結果を“×”にしてもよい。
- [0128] また、読み込み可否判定部1520は、過去のチェック結果に“×”が含まれているコンテンツ識別子と同じコンテンツ識別子を有する写真データ等の場合は、その写真データ等を読み込まないとしてもよい。さらに、過去のチェック結果に“×”が含まれている呼び出し元アドレスと同じ呼び出し元アドレスからの呼び出しは実行せず、その写真データ等を読み込まないとしてもよい。また、読み込み可否判定部1520は、アプリ識別子のほか、呼び出し元アドレスとスタックポインタの値とに関して同様の処理を行ってもよい。
- [0129] なお、システムコール管理部1501とファイル読み込み管理部1502は、別々に存在せずともよい。例えば、ファイル読み込み管理部1502が

システムコール管理部 1501 の内部にあってもよい。

- [0130] 図9は、情報処理装置の、他の構成を示したブロック図である。
- [0131] 図9に示されるように、情報処理装置100Aは、アプリ特定部1511と、呼び出し元特定部1523と、攻撃チェック判定部1510と、チェックアプリ管理部1500とを備えている。
- [0132] この構成によっても、情報処理装置100Aは、図6に示される情報処理装置100と同様の効果を奏する。
- [0133] すなわち、情報処理装置100Aは、システムコールを要求したアプリを特定するアプリ識別子を、アプリ特定部1511から取得できる。
- [0134] また、情報処理装置100Aは、アプリ識別子で特定されるアプリがシステムコールを要求した際の、アプリの実行スタックにおけるスタックポインタと、リターンアドレスとを、呼び出し元特定部1523から取得できる。
- [0135] また、攻撃チェック判定部1510が、攻撃チェック結果リスト1530を有するチェックアプリ管理部1500に問い合わせることで、情報処理装置100Aは、スタックポインタとリターンアドレスとで特定される呼び出し経路をたどるシステムコール要求が、既に安全性が確認されているか否かを判定することができる。
- [0136] よって、図9の構成によっても、情報処理装置100と同様の発明の効果を奏する。したがって、1度安全性が確認された呼び出し経路をたどるシステムコール要求については、攻撃チェックを省略することにより、情報処理装置100Aは、迅速にシステムコール要求を処理することができる。
- [0137] なお、本発明の実施の形態1では、読み込み可否判定部1520は、攻撃チェック結果リスト1530にチェック結果が登録されていなかった場合には、チェックアプリ管理部1500へチェック結果“要”を登録するとしたが、これに限定されるものではない。読み込み可否判定部1520は、アプリから読み込みを依頼された写真データの取り込み元に依じて、チェック不要と判定してもよい。この時、チェック結果として“要”ではなく、“○”を登録する。読み込み可否判定部1520が、チェック不要と判定すべき取

り込み元としては、写真データを攻撃者が書き換えられない、例えば、カメラ1010などがある。

[0138] また、上記とは逆に、特定の取り込み元から取り込んだ時のみチェックしてもよい。この時、読み込み可否判定部1520は、特定の取り込み元から取り込んだ写真データの読み込みを依頼された場合のみ、チェック結果“要”を登録する。また、それ以外の取り込み元であった場合には、チェック結果として“○”を登録する。チェックする取り込み元としては、写真データを攻撃者が書き換えられる機器、例えば、PC等がある。また、Internetなどのネットワークを経由して取り込んだ写真データは全てチェックするとしてもよい。

[0139] <チェック要否判定処理>

システムコール管理部1501は、システムコールを要求したアプリが攻撃されているかどうかを、攻撃チェック判定部1510を用いて判定する。攻撃されていないと判定した場合にのみ、要求されたシステムコールの処理を実行することで、不正なシステムコール要求の実行を防止する。この時、システムコールを要求したアプリに対して、そのアプリが攻撃されているかどうかのチェックが必要か判定し、チェックが必要な場合のみチェック処理を実行することで、システムコール要求時のOS1101による処理を高速化する。

[0140] 以下、表示アプリ1103がOS1101へシステムコールを依頼した時に、表示アプリ1103が攻撃されているかをチェックする必要があるか否かを判定する、チェック要否判定処理について、図10のフローチャートを用いて説明する。

[0141] まず、表示アプリ1103は、OS1101が有する情報処理装置100のシステムコール管理部1501へシステムコールを依頼する(S1000)。

[0142] システムコール管理部1501は、アプリ特定部1511を利用して、システムコールを依頼したアプリである依頼アプリの識別子を取得する(S1

001)。アプリ特定部1511は、OS1101が管理するプロセス管理用の構造体に格納されているアプリのファイル名を取得し、このファイル名をアプリ識別子とする。

[0143] 次に、システムコール管理部1501が備える攻撃チェック判定部1510は、システムコールを依頼してきたアプリが攻撃されているかチェックする必要があるか否かを判定するために、システムコールを依頼してきたアプリの、過去の攻撃チェック結果をチェックアプリ管理部1500へ問い合わせる(S1002)。この時、攻撃チェック判定部1510は、チェックアプリ管理部1500へS1001で取得したアプリ識別子を通知する。

[0144] チェックアプリ管理部1500は、攻撃チェック判定部1510から通知されたアプリ識別子に関連づけられたデータの組を攻撃チェック結果として攻撃チェック結果リスト1530から取得する(S1003)。アプリ識別子に関連づけられたデータの組とは、例えば、アプリ識別子と、コンテンツ識別子と、呼び出し元アドレスと、スタックポインタ値と、チェック結果とを含む。すなわち、アプリ識別子に関連づけられたデータの組とは、攻撃チェック結果リスト1530の各行のうち、通知されたアプリ識別子と同一のアプリ識別子を含む行に含まれる情報である。

[0145] チェックアプリ管理部1500は、S1003で取得した攻撃チェック結果を攻撃チェック判定部1510へ通知する(S1004)。

[0146] システムコール管理部1501が有する攻撃チェック判定部1510は、受けとった攻撃チェック結果をもとに、チェック要否判定を行う(S1005)。具体的には、受け取った攻撃チェック結果の「チェック結果」列に“要”が含まれている場合は攻撃チェックが必要(S1005で「要」)であると判定し、含まれない場合は攻撃チェックが不要(S1005で「否」)であると判定する。

[0147] 攻撃チェック判定部1510は、ステップS1005で「要」と判定した場合には、攻撃チェック部1512を利用して、システムコールを要求したアプリが攻撃されているかどうかをチェックする(S1006)。チェック

方法としては、例えば、特許文献1又は特許文献2に詳しく説明されている。また、他の方法を利用してもよい。

- [0148] システムコール管理部1501は、チェックが終了すると、そのチェック結果の登録を、チェックアプリ管理部1500へ依頼する(S1007)。攻撃チェック判定部1510は、ステップS1004で受け取った結果のうち、チェック結果が“要”となっていたデータの組(すなわち、アプリ識別子と、コンテンツ識別子と、呼び出し元アドレスと、スタックポインタ値と、チェック結果との組)に対して、チェック結果をステップS1006でチェックした結果に書き換えたデータの組をチェックアプリ管理部1500へ通知する。
- [0149] チェックアプリ管理部1500は、攻撃チェック判定部1510から受け取ったデータの組を攻撃チェック結果リスト1530へ反映する(S1008)。具体的には、攻撃チェック結果リスト1530に含まれる行のうち、攻撃チェック判定部1510から受け取ったデータの組に対応する行のチェック結果を、受けとったチェック結果で更新する。
- [0150] 次にシステムコール管理部1501は、攻撃チェックの結果を判定する(S1009)。具体的には、ステップS1006における攻撃チェックの結果、アプリが攻撃されていなければ、ステップS1009において「OK」と判定し、アプリが攻撃されていれば「NG」と判定する。
- [0151] システムコール管理部1501は、ステップS1009で「OK」と判定した場合には、アプリに要求されたシステムコールの処理を実行する(S1010)。また、システムコール管理部1501は、システムコール処理の終了後、システムコール処理の結果を表示アプリ1103へ返す。
- [0152] 一方、システムコール管理部1501は、ステップS1009で「NG」と判定した場合、表示アプリ1103へエラーを返す。
- [0153] 本発明の実施の形態1においては、システムコール処理時に、上記に示したチェック要否判定処理を情報処理装置100が実施することにより、アプリが攻撃されているか否かについて、不要な攻撃チェック処理を省くことが

可能となる。したがって、本実施の形態に係る情報処理装置100は、システムコール要求時のOS1101による処理を高速化することが可能となる。

[0154] <ファイル読み込み処理>

次に、ファイル読み込みを伴うシステムコールが要求された場合における、ファイル読み込み管理部1502が行う処理について説明する。

[0155] ファイル読み込み管理部1502は、ファイルの読み込み処理前に、(1)そのファイルを読み込んでよいかの判定と、(2)ファイル読み込み処理後のシステムコール処理で攻撃チェック処理を実施する必要があるかの判定(すなわち、チェック要否判定処理)とを行う。チェック要否判定処理では、ファイル読み込み処理でチェックする必要があると判定された時にのみ、チェック処理を実施する。これにより、不正なファイルの読み込みを防止でき、攻撃者による攻撃の拡大を防止できる。また、チェックが必要な場合のみチェック処理を実行するように指示できるため、チェック処理が省略でき、システムコール要求時のOS1101による処理を高速化できる。

[0156] 以下、表示アプリ1103がOS1101へファイルの読み込みを依頼した時の、ファイル読み込み処理を、図11のフローチャートを用いて説明する。

[0157] 表示アプリ1103は、システムコール管理部1501へファイルの読み込みを依頼する(S1100)。

[0158] システムコール管理部1501が備える攻撃チェック判定部1510は、図10で示されるチェック要否判定処理により、表示アプリ1103が攻撃されているかチェックする必要があるか否かの判定を行う(S1101)。チェック要否判定処理において、システムコールの処理を行うと判定された場合(図10のS1009で「OK」)、システムコール管理部1501は、ファイルの読み込み処理をファイル読み込み管理部1502へ要求する(S1102)。

[0159] ファイル読み込み管理部1502は、コンテンツ特定部1521を利用し

て、読み込みが要求されているコンテンツの識別子であるコンテンツ識別子を取得する（S 1 1 0 3）。コンテンツ特定部 1 5 2 1 は、読み込み要求時に通知されるファイル識別子に格納されている写真データのファイル名を取得し、このファイル名をコンテンツ識別子とする。

[0160] また、ファイル読み込み管理部 1 5 0 2 は、アプリ特定部 1 5 2 2 を利用して、読み込みを要求したアプリのアプリ識別子を取得する（S 1 1 0 4）。アプリ特定部 1 5 2 2 は、OS 1 1 0 1 が管理するプロセス管理用の構造体に格納されているアプリのファイル名を取得し、このファイル名をアプリ識別子とする。

[0161] さらに、ファイル読み込み管理部 1 5 0 2 は、呼び出し元特定部 1 5 2 3 を利用して、ファイル読み込み要求を呼び出した呼び出し元を識別するためのデータを取得する（S 1 1 0 5）。本発明の実施の形態 1 においては、アプリが写真データの読み込み要求をした時のアプリの実行コードのアドレス（リターンアドレス）と、スタックポインタの値を取得し、呼び出し元を識別するためのデータとする。

[0162] 次に、ファイル読み込み管理部 1 5 0 2 は、チェックアプリ管理部 1 5 0 0 へ、攻撃チェック結果リスト 1 5 3 0 から攻撃チェック結果を取得するよう、依頼を行う（S 1 1 0 6）。この時、ファイル読み込み管理部 1 5 0 2 は、アプリ識別子と、コンテンツ識別子と、呼び出し元アドレスと、スタックポインタ値とをチェックアプリ管理部 1 5 0 0 へ通知する。

[0163] チェックアプリ管理部 1 5 0 0 は、ファイル読み込み管理部 1 5 0 2 から受け取ったアプリ識別子と、コンテンツ識別子と、呼び出し元アドレスと、スタックポインタ値との全てに該当するチェック結果が攻撃チェック結果リスト 1 5 3 0 に存在するか確認する。チェックアプリ管理部 1 5 0 0 は、存在する場合には、その結果を取得する（S 1 1 0 7）。その後、チェックアプリ管理部 1 5 0 0 は、取得したチェック結果をファイル読み込み管理部 1 5 0 2 へ返す。なお、チェック結果が存在しない場合は、存在しない旨を示す情報を通知する（S 1 1 0 8）。

- [0164] 次に、ファイル読み込み管理部1502は、チェックアプリ管理部1500から受け取ったチェック結果を用いて、ファイルを読み込んでもよいか否かを判定する（S1109）。ファイル読み込み管理部1502は、受け取ったチェック結果が“○”、又はチェック結果が存在しない旨を示す情報であった場合は、「可」と判定する。一方、受け取ったチェック結果が“×”であった場合は、「否」と判定する。
- [0165] ファイル読み込み管理部1502は、ステップS1109で「可」と判定した場合には、ファイル読み込み要求を行ったアプリが攻撃されているかどうかをチェックする必要があるか否かを判定する（S1110）。具体的には、ファイル読み込み管理部1502は、ステップS1108で受け取ったチェック結果が、チェック結果が存在しない旨を示す情報であった場合は、ステップS1110で「要」と判定する。また、受け取ったチェック結果が“○”であった場合は、ステップS1110で「否」と判定する。
- [0166] 次に、ファイル読み込み管理部1502は、ステップS1110で「要」と判定した場合には、チェックアプリ管理部1500へアプリの攻撃チェックが必要である旨の登録を依頼する（S1111）。この時、ファイル読み込み管理部1502は、アプリ識別子と、コンテンツ識別子と、呼び出し元アドレスと、スタックポインタ値とをチェックアプリ管理部1500へ通知する。
- [0167] チェックアプリ管理部1500は、ファイル読み込み管理部1502から受け取ったアプリ識別子と、コンテンツ識別子と、呼び出し元アドレスと、スタックポインタ値とを攻撃チェック結果リスト1530へ追加する。さらに、対応するチェック結果を“要”に設定する（S1112）。
- [0168] また、ファイル読み込み管理部1502は、ステップS1110で「否」と判定した場合、及びステップS1112の処理後に、ファイルの読み込み処理を行う（S1113）。
- [0169] なお、攻撃チェック結果リスト1530、コンテンツA1222、及び、コンテンツB1223（いずれも、図3を参照）は不揮発性記憶装置122

0に格納されるとしたが、これに限定されるものではない。例えば、システムLSI内部の保護されたメモリ（図示しない）や、耐タンパー化された不揮発性記憶装置（図示しない）に格納されてもよい。また、コンテンツA1222とコンテンツB1223は、コンテンツ収集アプリ1102により収集された直後は不揮発性記憶装置1220（図3を参照）へ格納され、攻撃チェック部1512によりチェックされた後、保護されたメモリや耐タンパー化された不揮発性記憶装置へ格納されるとしてもよい。

[0170] また、管理アプリ1105（図2を参照）により、アプリを更新／削除した場合、チェックアプリ管理部1500は、更新／削除されたアプリのアプリ識別子に対応するチェック結果を攻撃チェック結果リスト1530から削除してもよい。これにより、アプリを最新のものに更新することによりバッファオーバーフローの脆弱性が修正された場合には、読み込み処理を行えるようになる。また、アプリを削除した時、同じアプリ識別子を持つアプリが再度インストールされた場合に、再度攻撃チェック処理を実施できる。

[0171] さらに、編集アプリ1104により、写真データを更新／削除した場合、チェックアプリ管理部1500は、更新／削除した写真データのコンテンツ識別子に関するチェック結果を攻撃チェック結果リスト1530から削除してもよい。これにより、写真データが不正なプログラムを付加したコンテンツに更新されてしまった場合に、それを検知可能となる。逆に、不正なプログラムを付加したコンテンツから通常の写真データへ更新された場合に、写真を表示できるようになる。

[0172] 以上述べたように、再度図9を参照して、本実施の形態に係る情報処理装置100Aは、一意な識別子であるアプリ識別子を有する1以上のプログラムを実行する。

[0173] また、情報処理装置100Aは、アプリ識別子を取得することによりアプリ（すなわち、情報処理装置100Aにおいて実行中のプログラム）を特定するアプリ特定部1511と、特定されたアプリが、システムコール等の関数（すなわち、プログラムコード）を呼び出す時に、アプリの中のどの部分

(すなわち、プログラム中のどの部分) から関数を呼び出したかを示す呼び出し元を特定する呼び出し元特定部 1523 と、特定されたプログラムを実行することに対する安全性について過去にチェックした結果を含む情報であるチェック結果を管理するチェックアプリ管理部 1500 と、特定された呼び出し元とチェック結果とに基づいて、特定されたアプリ (プログラム) が攻撃されているかチェックを行うか否かを判定する攻撃チェック判定部 1510 とを備える。

[0174] また、コンテンツ蓄積・表示装置 1001 は、さらに、特定されたアプリが攻撃されているかをチェックする攻撃チェック部 1512 を備えており、攻撃チェック部は、攻撃チェック判定部 1510 が、特定されたアプリに対して攻撃チェックを行うと判定した場合には、特定されたアプリが攻撃されているか否かをチェックする。

[0175] また、呼び出し元特定部 1523 は、特定されたアプリから関数を呼び出した後に特定されたアプリへ実行処理を戻すための戻し先を示すメモリ内のアドレスであるリターンアドレスを用いて呼び出し元を特定する。

[0176] また、呼び出し元特定部 1523 は、特定されたアプリから関数を呼び出した場合に特定されたアプリが使用するコールスタックのスタックポインタの値と、リターンアドレスとを用いて呼び出し元を特定してもよい。

[0177] また、チェックアプリ管理部 1500 は、(A) 特定されたプログラムが攻撃されているか否かをチェックした結果を示す情報、及び、(B) 特定されたプログラムが、攻撃されているか否かを判定するチェックが必要であることを示す情報、の両方を含む情報をチェック結果として、特定されたプログラムが有するアプリ識別子と呼び出し元とに対応付けて記憶してもよい。

[0178] この場合、攻撃チェック判定部 1510 は、アプリ識別子と、呼び出し元とに対応付けられた情報であって、アプリ識別子で特定されるアプリが攻撃されているかチェックを行う必要があることを示す情報が、チェックアプリ管理部 1500 に記憶されている場合には、チェックを行うと判定し、記憶されていない場合には、チェックを行わないと判定する。

[0179] すなわち、攻撃チェック判定部1510は、特定されたプログラムが有するアプリ識別子に対応付けられてチェックアプリ管理部1500に記憶されているチェック結果を取得し、(A)取得したチェック結果が、特定されたプログラムが攻撃されていないこと、又は、特定されたプログラムが攻撃されていることを表す場合には、攻撃されているかのチェックを行わないと判定し、(B)取得したチェック結果が、攻撃されているか否かを判定するチェックが必要であることを表す場合には、攻撃チェック部による攻撃されているかのチェックを行うと判定してもよい。

[0180] また、さらに、特定されたアプリが関数を呼び出すことにより読み込もうとしているデータファイルを、データファイルを示す識別子であるコンテンツ識別子を用いて特定するコンテンツ特定部1521と、特定されたデータファイルを読み込むか否かを判定する読み込み可否判定部1520とを備えてもよい。

[0181] ここで、読み込み可否判定部1520は、(A)コンテンツ識別子と、アプリ識別子と、呼び出し元に対応付けられたチェック結果が、チェックアプリ管理部1500に記憶されていないか、又は(B)コンテンツ識別子と、アプリ識別子と、前記呼び出し元に対応付けられたチェック結果が、チェックアプリ管理部1500に記憶されており、かつ、そのチェック結果が特定されたアプリが攻撃されていないことを示す場合には、特定されたデータファイルを読み込むと判定し、(C)コンテンツ識別子と、アプリ識別子と、呼び出し元に対応付けられているチェック結果が、チェックアプリ管理部1500に記憶されており、かつ、そのチェック結果が、特定されたアプリが以前に攻撃されたことを示す場合には、特定されたデータファイルを読み込まないと判定してもよい。

[0182] より詳細には、読み込み可否判定部1520は、コンテンツ識別子と、アプリ識別子と、呼び出し元に対応付けられたチェック結果が、チェックアプリ管理部1500に記憶されていない場合には、アプリ識別子で特定されるアプリが、攻撃されているか否かを判定するチェックが必要であることを

示す情報を、コンテンツ識別子と、アプリ識別子と、呼び出し元とに対応付けてチェックアプリ管理部 1500 に記憶させてもよい。

[0183] また、チェックアプリ管理部 1500 は、アプリが削除又は更新された場合には、攻撃チェック結果リスト 1535 として記憶しているチェック結果のうち、削除又は更新されたアプリが有するアプリ識別子に対応づけられて記憶されているチェック結果の記録を削除してもよい。

[0184] また、チェックアプリ管理部 1500 は、特定されたデータファイルが変更された場合には、変更されたデータファイルを示すコンテンツ識別子に対応づけられて記憶されているチェック結果を削除してもよい。

[0185] 以上説明したように、本発明の実施の形態 1 によれば、1 度、安全性（攻撃されていないこと）が確認されたアプリからのシステムコールを処理する際は、攻撃チェック処理を省くことができる。さらに、システムコール内でファイルの読み込みが発生する際には、以前に攻撃されたファイルの読み込みを中止することができる。その結果、安全性を維持したまま、システムコール処理の応答性を向上させることが可能となる。

[0186] （実施の形態 2）

本発明の実施の形態 1 では、ファイル読み込み管理部 1502 でアプリのチェックを実施するかを判定し、その判定結果に基づいてシステムコール管理部 1501 が攻撃チェック処理を行った。実施の形態 2 では、システムコール管理部 1501 がアプリのチェック実施の判定と、攻撃チェック処理を行う構成について説明する。

[0187] 以下、本発明の実施の形態 2 に係るシステムコール管理部 1501 の構成と、攻撃チェック結果リスト 1535 と、チェック要否判定処理とを説明する。なお、本発明の実施の形態 1 と同じ構成要素、同じ処理については、同じ符号を用い、説明を省略する。

[0188] <情報処理装置 100B の構成>

図 12 は、本発明の実施の形態 2 に係る情報処理装置 100B の構成図である。

[0189] 図12において、システムコール管理部1501Aは、攻撃チェック判定部1510と、アプリ特定部1511と、攻撃チェック部1512と、呼び出し元特定部1523とを含む。

[0190] 攻撃チェック判定部1510は、システムコールを要求したアプリに対して、攻撃されているかどうかをチェックする必要があるかを判定する。攻撃チェック判定部1510は、アプリ特定部1511からアプリ識別子を取得し、呼び出し元特定部1523から呼び出し元アドレスとスタックポインタ値とを取得する。攻撃チェック判定部1510は、チェックアプリ管理部1500を介して、後述する攻撃チェック結果リストに、指定したアプリ識別子、呼び出し元アドレス及びスタックポインタの値と一致するデータがあるか確認する。攻撃チェック判定部1510は、一致するデータがない場合には、攻撃チェック部1512を利用して攻撃チェックを行う。一方、一致するデータがあった場合には、攻撃チェックを行わない。

[0191] 図13は、攻撃チェック結果リスト1535の一例を示している。この攻撃チェック結果リスト1535は、アプリ識別子と、呼び出し元アドレスと、スタックポインタ値と、チェック結果とを含む。チェック結果は、本発明の実施の形態1の攻撃チェック結果リスト1530及び攻撃チェック結果リスト1535とは異なり、攻撃されたかどうかのチェック結果を示す“○”又は“×”のみを格納している。

[0192] なお、アプリ特定部1511と、攻撃チェック部1512と、呼び出し元特定部1523とに関しては、本発明の実施の形態1と同じである。

[0193] <チェック要否判定処理>

本発明の実施の形態2に係るチェック要否判定処理は、本発明の実施の形態1に係るチェック要否判定処理（図10、図11）と一部は同じ処理となる。処理の異なる部分を中心に説明する。

[0194] 図14を参照して、本発明の実施の形態2に係るシステムコール管理部1501Aは、ステップS1204における攻撃チェック結果の取得処理において、アプリ識別子と、呼び出し元アドレスと、スタックポインタ値とを指

定して、チェックアプリ管理部1500から攻撃チェック結果を取得する。この時、チェックアプリ管理部1500は、指定されたアプリ識別子と、呼び出し元アドレスと、スタックポインタ値とを含む行が、攻撃チェック結果リスト1535に含まれている場合には、該当する行のチェック結果（“○”又は“×”）を返す。また、チェックアプリ管理部1500は、指定されたアプリ識別子等の組み合わせに一致する行が攻撃チェック結果リスト1535に存在しなかった場合には、チェック結果として、“○”又は“×”に代わり、チェック結果が存在しないことを示す情報を返す。

[0195] その後、チェックアプリ管理部1500は、ステップS1206におけるチェック要否判定において、受け取ったチェック結果が、チェック結果が存在しないことを示す情報であった場合には「要」と判定する。また、“○”であった場合には「否」と判定する。また、“×”であった場合には、「NG」と判定する。

[0196] 次に、システムコール管理部1501Aは、ステップS1206で「要」と判定された場合には、攻撃チェック処理（S1006）と、その結果の登録処理（S1108）を行う。さらに、チェック結果の判定処理（S1009）を行う。

[0197] また、システムコール管理部1501Aは、ステップS1206で「否」と判定された場合には、続けて、チェック結果の判定処理（S1009）を行う。

[0198] また、システムコール管理部1501Aは、ステップS1206で「NG」と判定された場合には、呼び出した表示アプリ1103に対してエラーを返す。

[0199] 以上説明したように、本発明の実施の形態2によれば、アプリからのシステムコール要求時に、チェック要否判定処理を行うことにより、システムコール処理の応答性を向上させることが可能となる。

[0200] （実施の形態3）

本発明の実施の形態3に係る情報処理装置は、本発明の実施の形態2に係

る情報処理装置100Bのように攻撃チェック結果リスト1530を自機器内で生成及び管理せず、他の機器から攻撃チェック結果リスト1530を取得する。

[0201] 以下、本発明の実施の形態3に係る情報処理装置100Cについて詳細に説明する。なお、本発明の実施の形態2に係る情報処理装置100Bと同じ構成要素、同じ処理については、同じ符号を用い、説明を省略する。

[0202] <コンテンツ蓄積・表示システム1000Aの構成>

図15は、本発明の実施の形態3におけるコンテンツ蓄積・表示システム1000Aの構成図である。

[0203] 図15において、コンテンツ蓄積・表示システム1000Aは、コンテンツ蓄積・表示装置1001A、1002Aと、カメラ1010と、PC1011と、更新サーバ1020とを含む。

[0204] コンテンツ蓄積・表示装置1001Aは、コンテンツ蓄積・表示装置1002Aとネットワークを介して接続される。

[0205] コンテンツ蓄積・表示装置1001Aとコンテンツ蓄積・表示装置1002Aとで写真データを共有するために、コンテンツ蓄積・表示装置1001Aは、自機器内に蓄積する写真データをコンテンツ蓄積・表示装置1002Aへ送信する。この時、コンテンツ蓄積・表示装置1001Aは、写真データと一緒に、攻撃チェック結果リスト1535を送信する。

[0206] コンテンツ蓄積・表示装置1002Aは、コンテンツ蓄積・表示装置1001Aとネットワークを介して接続される。コンテンツ蓄積・表示装置1002Aは、コンテンツ蓄積・表示装置1001Aから受信した写真データを表示する時には、コンテンツ蓄積・表示装置1001Aから受信した攻撃チェック結果リスト1535を参照し、チェック結果が“○”の写真データのみを表示する。

[0207] コンテンツ蓄積・表示装置1001Aとコンテンツ蓄積・表示装置1002Aとは、上記以外の機能は本発明の実施の形態1に係るコンテンツ蓄積・表示装置1001と同じである。

[0208] なお、コンテンツ蓄積・表示装置1001A、1002Aと、カメラ1010と、PC1011と、更新サーバ1020とに関しては、本発明の実施の形態1及び2と同じである。

[0209] <情報処理装置100Cの構成>

図16は、本発明の実施の形態3に係るコンテンツ蓄積・表示装置1001A、及びコンテンツ蓄積・表示装置1002Aが備える情報処理装置100Cの構成図である。

[0210] 図16において、コンテンツ蓄積・表示装置1002Aが備える情報処理装置100Cは、攻撃チェック判定部1510と、アプリ特定部1511と、呼び出し元特定部1523とを有する。また、コンテンツ蓄積・表示装置1001Aが備える情報処理装置100Dは、チェックアプリ管理部1500Aと、攻撃チェック結果リスト1535とを有する。

[0211] なお、コンテンツ蓄積・表示装置1001A、及びコンテンツ蓄積・表示装置1002Aの各構成要素のうち、実施の形態2と同様の構成要素については詳細な説明は省略する。

[0212] 攻撃チェック判定部1510は、システムコールを要求したアプリに対して、攻撃されているかどうかをチェックする必要があるかを判定する。攻撃チェック判定部1510は、アプリ特定部1511からアプリ識別子を取得し、呼び出し元特定部1523から呼び出し元アドレスとスタックポインタ値とを取得する。攻撃チェック判定部1510は、チェックアプリ管理部1500を介して、チェックアプリ管理部1500Aが有している攻撃チェック結果リスト1535を取得する。その後、取得した攻撃チェック結果リスト1535の中に、アプリ識別子と、呼び出し元アドレスと、スタックポインタ値との全てが一致するデータ（行）があるか確認する。

[0213] 一致するデータがあった場合、一致するデータのチェック結果が“○”の場合は、システムコール処理を実施し、“×”の場合は、システムコール処理を実施しない。

[0214] すなわち、本発明の実施の形態3に係る情報処理装置100Cが有するチ

ェックアプリ管理部1500は、チェック結果を、当該チェックアプリ管理部1500を有する情報処理装置Cとは異なる情報処理装置100Dに記憶していてもよい。また、チェックアプリ管理部1500が、チェック結果を、当該チェックアプリ管理部1500を備える情報処理装置100C、及び、当該チェックアプリ管理部を備える情報処理装置100Cとは異なる情報処理装置100Dの少なくとも一方に記憶していてもよい。

[0215] なお、アプリ特定部1511と、呼び出し元特定部1523とが行う処理内容は、本発明の実施の形態2と同じである。

[0216] <チェック要否判定処理>

本発明の実施の形態3に係るコンテンツ蓄積・表示装置1002Aが備える情報処理装置100Cが行うチェック要否判定処理は、本発明の実施の形態2に係るチェック要否判定処理(図14)と大部分は同じ処理となる。よって、図17を参照して、処理の異なる部分を中心に説明する。なお、本実施の形態に係るコンテンツ蓄積・表示装置1001Aが備える情報処理装置100Dの処理は、実施の形態2と同様であるため、説明を省略する。

[0217] 図17を参照して、本実施の形態に係るコンテンツ蓄積・表示装置1002Aが備える情報処理装置100Cは、攻撃チェック結果の取得処理において、アプリ識別子と、呼び出し元アドレスと、スタックポインタ値とを指定する。また、情報処理装置100Cを介して、ネットワークで接続されている情報処理装置100Dが有するチェックアプリ管理部1500Aから、指定したアプリ識別子等に一致するチェック結果を取得する(S1204)。

[0218] この時、コンテンツ蓄積・表示装置1001Aが備えるチェックアプリ管理部1500Aは、攻撃チェック結果リスト1535を参照する。その結果、チェック結果として、例えば“○”又は“×”を返す。また、チェックアプリ管理部1500Aは、指定されたアプリ識別子等の組み合わせに一致する行が攻撃チェック結果リスト1535に存在しなかった場合には、チェック結果として、“○”又は“×”に代わり、例えば、「チェック結果が存在しない」という結果を返す。

- [0219] 攻撃チェック判定部1510は、その後のチェック結果判定処理において、受け取ったチェック結果が“○”であった場合には、ステップS1009で「OK」と判定する。また、チェック結果が“×”又は「チェック結果が存在しない」であった場合には、ステップS1009で「NG」と判定する（S1009）。
- [0220] 情報処理装置100Cは、ステップS1009で「OK」と判定された場合には、システムコール処理（S1010）を行う。一方、ステップS1009で「NG」と判定された場合には、システムコールを呼び出したアプリに対してエラーを返す。
- [0221] なお、本実施の形態に係るコンテンツ蓄積・表示装置1002Aが備える情報処理装置100Cは攻撃チェック処理を行わなくてもよいが、これに限定されるものではない。例えば、コンテンツ蓄積・表示装置1002Aが独自に収集した写真データを読み込んだ場合には、本発明の実施の形態1や実施の形態2と同様に、コンテンツ蓄積・表示装置1002Aが備える情報処理装置100Cが攻撃チェック処理を実施し、一方、コンテンツ蓄積・表示装置1001Aから受信した写真データに関しては、攻撃チェック処理を実施しないというように、組み合わせてもよい。
- [0222] なお、本発明の実施の形態3では、コンテンツ蓄積・表示装置1001Aとコンテンツ蓄積・表示装置1002Aとの2台で写真データを共有する場合を説明したが、これに限定されるものではない。例えば、2台以上の任意の台数のコンテンツ蓄積・表示装置の間で、コンテンツ及び攻撃チェック結果リストを共有してもよい。より具体的には、コンテンツ蓄積・表示装置1002Aは、さらに、コンテンツ蓄積・表示装置1001A以外の第3のコンテンツ蓄積・表示装置とも写真データを共有してもよい。このとき、コンテンツ蓄積・表示装置1002Aは、コンテンツ蓄積・表示装置1001Aから取得した攻撃チェック結果リスト1535と、第3のコンテンツ蓄積・表示装置から取得した攻撃チェック結果リストとを結合し、1つの攻撃チェック結果リストとして利用・管理してもよい。

[0223] なお、コンテンツ蓄積・表示装置1002Aが備える情報処理装置100Cは、必ずしも、ステップS1204において、システムコールの発行ごとに攻撃チェック結果リスト1535を取得しなくてもよい。例えば、コンテンツ蓄積・表示装置1002Aがコンテンツ蓄積・表示装置1001Aから写真等のコンテンツを受信するタイミングで、同時に、攻撃チェック結果リスト1535を取得しておいてもよい。

[0224] また、実施の形態1～3において、情報処理装置を有する装置の具体例として、コンテンツ蓄積・表示装置を用いて説明したが、本発明に係る情報処理装置が適用される対象は、コンテンツ蓄積・表示装置に限定されない。例えば、表示対象となるコンテンツを蓄積せず、外部のストレージから一時的に取得して表示を行う、コンテンツ表示装置に適用されてもよい。

[0225] 以上説明したように、本発明の実施の形態3によれば、コンテンツ蓄積・表示装置1002Aは、(A)他の機器(例えば、コンテンツ蓄積・表示装置1001A)から写真データを受信する時に、攻撃チェック結果リスト1535と一緒に受信することにより、又は、(B)システムコールの発行ごとに、攻撃チェック結果リスト1535を他の機器(例えば、コンテンツ蓄積・表示装置1001A)から受信することにより、コンテンツ蓄積・表示装置1002A自身が攻撃チェック処理を行わなくてもよくなる。その結果、システムコール処理の応答性を大幅に向上させることが可能となる。

[0226] なお、本発明は、上記の実施の形態1～3に限定されないのはもちろんである。以下のような場合も本発明に含まれる。

[0227] (1)上記実施の形態におけるコンテンツ識別子は、写真データファイルのファイル名としたが、これに限定されるものではない。例えば、ファイル名とファイルサイズの組み合わせとしてもよいし、写真データのハッシュ値としてもよいし、写真データに埋め込まれた識別子としてもよい。

[0228] また、写真データは、ファイルではなくデータベースのように複数の写真が1つのファイルに含まれてもよい。

[0229] (2)上記実施の形態1～3における「アプリが攻撃されている」とは、

アプリに存在するバッファオーバーフローの脆弱性を衝かれて、アプリのスタック上で不正なプログラムが動作している状態であるとしたが、これに限定されるものではない。例えば、アプリのコード領域が改ざんされるとしてもよい。この場合、攻撃チェック処理としては、メモリ 1210 上のアプリのコード領域の改ざん検出処理を行う。

[0230] (3) 上記実施の形態 1～3 における攻撃チェック処理は、リターンアドレスがスタック領域のアドレスではないかをチェックする処理としたが、これに限定されるものではない。例えば、「カナリア」と呼ばれる特殊な値をスタックのローカル変数領域とリターンアドレスの間に配置し、関数終了時に、「カナリア」の値をチェックしてもよい。

[0231] また、上記実施の形態 3 において、コンテンツ蓄積・表示装置 1002A が独自に収集した写真データを読み込んだ場合には、情報処理装置 100C は、本発明の実施の形態 1 や実施の形態 2 と同様に、攻撃チェック処理を実施してもよいと説明した。また、その場合においても、コンテンツ蓄積・表示装置 1001A から受信した写真データに関しては、情報処理装置 100C は、攻撃チェック処理を実施しないというように、組み合わせてもよいと説明した。この時、情報処理装置 100C は、コンテンツ蓄積・表示装置 1002A が独自に収集した写真データを読み込む場合は「カナリア」値をチェックするアプリを用い、コンテンツ蓄積・表示装置 1001A から受信した写真データを読み込む場合は、「カナリア」値をチェックしないアプリを用いるとしてもよい。

[0232] (4) 上記実施の形態 1～3 において、攻撃チェック処理は、システムコール要求時に、システムコール処理の前に実行するとしたが、これに限定されるものではない。例えば、システムコール処理と並行して処理してもよい。また、情報処理装置では、攻撃チェック処理の依頼のみを行い、実際の処理は、アプリが動作するバックグラウンドで行ってもよい。

[0233] (5) 上記実施の形態 1～3 におけるチェック要否判定処理や、ファイル読み込み処理は、ユーザが写真データを選択した時等を契機に処理を開始す

るとしたが、これに限定されるものではない。例えば、スリープモードなどユーザが装置を使用していない時や、写真データを取り込んだ直後等に、写真データの読み込み処理をバックグラウンドで行うことにより、ユーザが写真を表示する前に攻撃チェック結果リスト1530、1535を作成してもよい。

[0234] (6) 上記の各装置は、具体的には、マイクロプロセッサ、ROM (Read Only Memory)、RAM、ハードディスクユニット、ディスプレイユニット、キーボード、マウスなどから構成されるコンピュータシステムである。RAM又はハードディスクユニットには、コンピュータプログラムが記憶されている。マイクロプロセッサが、コンピュータプログラムにしたがって動作することにより、各装置は、その機能を達成する。ここでコンピュータプログラムは、所定の機能を達成するために、コンピュータに対する指令を示す命令コードが複数個組み合わせられて構成されたものである。

[0235] (7) 上記の各装置を構成する構成要素の一部又は全部は、1個のシステムLSI (Large Scale Integration: 大規模集積回路) から構成されているとしてもよい。システムLSIは、複数の構成部を1個のチップ上に集積して製造された超多機能LSIであり、具体的には、マイクロプロセッサ、ROM、RAMなどを含んで構成されるコンピュータシステムである。RAMには、コンピュータプログラムが記憶されている。マイクロプロセッサが、コンピュータプログラムにしたがって動作することにより、システムLSIは、その機能を達成する。

[0236] また、上記の各装置を構成する構成要素の各部は、個別に1チップ化されていてもよいし、一部又は全てを含むように1チップ化されてもよい。

[0237] また、ここでは、システムLSIとしたが、集積度の違いにより、IC、LSI、スーパーLSI、ウルトラLSIと呼称されることもある。また、集積回路化の手法はLSIに限るものではなく、専用回路又は汎用プロセッサで実現してもよい。LSI製造後に、プログラムすることが可能なFPG

A (Field Programmable Gate Array) や、LSI 内部の回路セルの接続や設定を再構成可能なりコンフィギュラブル・プロセッサを利用してもよい。

[0238] さらに、半導体技術の進歩又は派生する別技術によりLSIに置き換わる集積回路化の技術が登場すれば、当然、その技術を用いて機能ブロックの集積化を行ってもよい。バイオ技術の適用等が可能性としてありえる。

[0239] (8) 上記の各装置を構成する構成要素の一部又は全部は、各装置に脱着可能なICカード又は単体のモジュールから構成されているとしてもよい。前記ICカード又は前記モジュールは、マイクロプロセッサ、ROM、RAMなどから構成されるコンピュータシステムである。前記ICカード又は前記モジュールは、上記の超多機能LSIを含むとしてもよい。マイクロプロセッサが、コンピュータプログラムにしたがって動作することにより、前記ICカード又は前記モジュールは、その機能を達成する。このICカード又はこのモジュールは、耐タンパー性を有するとしてもよい。

[0240] (9) 本発明は、上記に示す方法であるとしてもよい。また、これらの方法をコンピュータにより実現するコンピュータプログラムであるとしてもよいし、前記コンピュータプログラムからなるデジタル信号であるとしてもよい。

[0241] また、本発明は、前記コンピュータプログラム又は前記デジタル信号をコンピュータ読み取り可能な記録媒体、例えば、フレキシブルディスク、ハードディスク、CD-ROM、MO、DVD、DVD-ROM、DVD-RAM、BD (Blue-ray (登録商標) Disc)、半導体メモリなどに記録したものとしてもよい。また、これらの記録媒体に記録されている前記デジタル信号であるとしてもよい。

[0242] また、本発明は、前記コンピュータプログラム又は前記デジタル信号を、電気通信回線、無線又は有線通信回線、インターネットを代表とするネットワーク、データ放送等を経由して伝送するものとしてもよい。

[0243] また、本発明は、マイクロプロセッサとメモリを備えたコンピュータシス

テムであって、前記メモリは、上記コンピュータプログラムを記憶しており、前記マイクロプロセッサは、前記コンピュータプログラムにしたがって動作するとしてもよい。

[0244] また、前記プログラム又は前記デジタル信号を前記記録媒体に記録して移送することにより、又は前記プログラム又は前記デジタル信号を前記ネットワーク等を経由して移送することにより、独立した他のコンピュータシステムにより実施するとしてもよい。

[0245] (10) 上記実施の形態及び上記変形例をそれぞれ組み合わせるとしてもよい。

産業上の利用可能性

[0246] 本発明は、情報の漏洩を防止できる情報処理装置等に適用できる。

符号の説明

[0247] 100、100A、100B、100C、100D 情報処理装置
101 タスク
102 データ領域
103 システムコールテーブル
104 正当性検証部
105 システムコール
106 命令実行部
107、1101 OS
112 攻撃対策部
1000、1000A コンテンツ蓄積・表示システム
1001、1001A、1002A コンテンツ蓄積・表示装置
1010 カメラ
1011 PC
1020 更新サーバ
1030 記録ディスク
1102 コンテンツ収集アプリ

- 1 1 0 3 表示アプリ
- 1 1 0 4 編集アプリ
- 1 1 0 5 管理アプリ
- 1 2 0 0 システム L S I
- 1 2 0 1 C P U
- 1 2 0 2 カード I / F
- 1 2 0 3 ネットワーク I / F
- 1 2 0 4 入出力 I / F
- 1 2 1 0 メモリ
- 1 2 2 0 不揮発性記憶装置
- 1 2 2 1 呼び出し元チェック結果表
- 1 2 2 2 コンテンツ A
- 1 2 2 3 コンテンツ B
- 1 3 0 0 更新処理受付部
- 1 3 0 1 更新用ソフトウェア保持部
- 1 5 0 0、1 5 0 0 A チェックアプリ管理部
- 1 5 0 1、1 5 0 1 A システムコール管理部
- 1 5 0 2 ファイル読み込み管理部
- 1 5 1 0 攻撃チェック判定部
- 1 5 1 1、1 5 2 2 アプリ特定部
- 1 5 1 2 攻撃チェック部
- 1 5 2 0 読み込み可否判定部
- 1 5 2 1 コンテンツ特定部
- 1 5 2 3 呼び出し元特定部
- 1 5 3 0、1 5 3 5 攻撃チェック結果リスト
- 1 5 3 1 要チェックアプリリスト
- 1 5 6 0 m a i n 関数
- 1 5 6 1 サムネイル取得関数

1 5 6 2 データ本体取得関数

1 5 6 3 r e a d 関数

請求の範囲

- [請求項1] 一意な識別子であるアプリ識別子を有する1以上のプログラムを実行する情報処理装置であって、
- 前記アプリ識別子を取得することにより前記情報処理装置において実行中のプログラムを特定するアプリ特定部と、
- 前記特定されたプログラムが、プログラムコードの呼び出し時に、前記プログラムのどの部分から前記プログラムコードを呼び出したかを示す呼び出し元を特定する呼び出し元特定部と、
- 前記特定されたプログラムを実行することに対する安全性について過去にチェックした結果を含む情報であるチェック結果を管理するチェックアプリ管理部と、
- 前記特定された呼び出し元と前記チェック結果とに基づいて、前記特定されたプログラムが攻撃されているかのチェックを行うか否かを判定する攻撃チェック判定部とを備える
- 情報処理装置。
- [請求項2] 前記情報処理装置は、さらに、
- 前記特定されたプログラムが攻撃されているかをチェックする攻撃チェック部を備えており、
- 前記攻撃チェック部は、前記攻撃チェック判定部が、前記特定されたプログラムに対して攻撃チェックを行うと判定した場合には、前記特定されたプログラムが攻撃されているか否かをチェックする
- 請求項1に記載の情報処理装置。
- [請求項3] 前記呼び出し元特定部は、前記特定されたプログラムから前記プログラムコードを呼び出した後に前記特定されたプログラムへ実行処理を戻すための戻し先を示すメモリ内のアドレスであるリターンアドレスを用いて、前記呼び出し元を特定する
- 請求項2に記載の情報処理装置。
- [請求項4] 前記呼び出し元特定部は、前記特定されたプログラムから前記プロ

グラムコードを呼び出した場合に前記特定されたプログラムが使用するコールスタックのスタックポインタの値と、前記リターンアドレスとを用いて前記呼び出し元を特定する

請求項3に記載の情報処理装置。

[請求項5] 前記チェックアプリ管理部は、(A) 前記特定されたプログラムが攻撃されているか否かをチェックした結果を示す情報、及び、(B) 前記特定されたプログラムが、攻撃されているか否かを判定するチェックが必要であるかを示す情報、の両方を含む情報を前記チェック結果として、前記特定されたプログラムが有する前記アプリ識別子と前記呼び出し元とに対応付けて記憶している

請求項3又は4に記載の情報処理装置。

[請求項6] 前記攻撃チェック判定部は、前記特定されたプログラムが有するアプリ識別子に対応付けられて前記チェックアプリ管理部に記憶されている前記チェック結果を取得し、

(A) 取得した前記チェック結果が、前記特定されたプログラムが攻撃されていないこと、又は、前記特定されたプログラムが攻撃されていることを表す場合には、攻撃されているかのチェックを行わないと判定し、

(B) 取得した前記チェック結果が、攻撃されているか否かを判定するチェックが必要であることを表す場合には、攻撃チェック部による攻撃がされているかのチェックを行うと判定する

請求項5に記載の情報処理装置。

[請求項7] さらに、前記特定されたプログラムが前記プログラムコードを呼び出すことにより読み込もうとしているデータファイルを、前記データファイルを示す識別子であるコンテンツ識別子を用いて特定するコンテンツ特定部と、

前記特定されたデータファイルを読み込むか否かを判定する読み込み可否判定部とを備え、

前記読み込み可否判定部は、

(A) 前記コンテンツ識別子と、前記アプリ識別子と、前記呼び出し元とに対応付けられた前記チェック結果が、前記チェックアプリ管理部に記憶されていないか、又は、(B) 前記コンテンツ識別子と、前記アプリ識別子と、前記呼び出し元とに対応付けられた前記チェック結果が、前記チェックアプリ管理部に記憶されており、かつ、前記チェック結果が、前記特定されたプログラムが攻撃されていないことを示す場合には、前記特定されたデータファイルを読み込むと判定し、

(C) 前記コンテンツ識別子と、前記アプリ識別子と、前記呼び出し元とに対応付けられている前記チェック結果が、前記チェックアプリ管理部に記憶されており、かつ、前記チェック結果が、前記特定されたプログラムが以前に攻撃されたことを示す場合には、前記特定されたデータファイルを読み込まないと判定する

請求項 5 に記載の情報処理装置。

[請求項 8]

前記読み込み可否判定部は、

前記コンテンツ識別子と、前記アプリ識別子と、前記呼び出し元とに対応付けられた前記チェック結果が、前記チェックアプリ管理部に記憶されていない場合には、前記アプリ識別子で特定されるプログラムが、攻撃されているか否かを判定するチェックが必要であることを示す情報を、前記コンテンツ識別子と、前記アプリ識別子と、前記呼び出し元とに対応付けて前記チェックアプリ管理部に記憶させる

請求項 7 に記載の情報処理装置。

[請求項 9]

前記チェックアプリ管理部は、前記プログラムが削除又は更新された場合には、削除又は更新された前記プログラムが有するアプリ識別子に対応づけられて記憶されているチェック結果を削除する

請求項 5 に記載の情報処理装置。

[請求項 10]

前記チェックアプリ管理部は、前記チェック結果を、当該チェック

アプリ管理部を備える前記情報処理装置、及び、当該チェックアプリ管理部を備える前記情報処理装置とは異なる情報処理装置の少なくとも一方に記憶している

請求項 1 に記載の情報処理装置。

[請求項11] 前記チェックアプリ管理部は、前記特定されたデータファイルが変更された場合には、当該変更されたデータファイルを示すコンテンツ識別子に対応づけられて記憶されているチェック結果を削除する

請求項 7 に記載の情報処理装置。

[請求項12] 一意な識別子であるアプリ識別子を有する 1 以上のプログラムを実行する情報処理方法であって、

前記アプリ識別子を取得することにより前記情報処理方法によって実行中のプログラムを特定するアプリ特定ステップと、

前記特定されたプログラムが、プログラムコードの呼び出し時に、前記プログラムのどの部分から前記プログラムコードを呼び出したかを示す呼び出し元を特定する呼び出し元特定ステップと、

前記特定されたプログラムを実行することに対する安全性について過去にチェックした結果を含む情報であるチェック結果を管理するチェックアプリ管理ステップと、

前記特定された呼び出し元と前記チェック結果とに基づいて、前記特定されたプログラムが攻撃されているかのチェックを行うか否かを判定する攻撃チェック判定ステップとを含む

情報処理方法。

[請求項13] 請求項 1 2 に記載の情報処理方法をコンピュータに実行させるプログラム。

[請求項14] 請求項 1 3 に記載のプログラムを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体。

[請求項15] 一意な識別子であるアプリ識別子を有する 1 以上のプログラムを実行する集積回路であって、

前記アプリ識別子を取得することにより前記集積回路において実行中のプログラムを特定するアプリ特定部と、

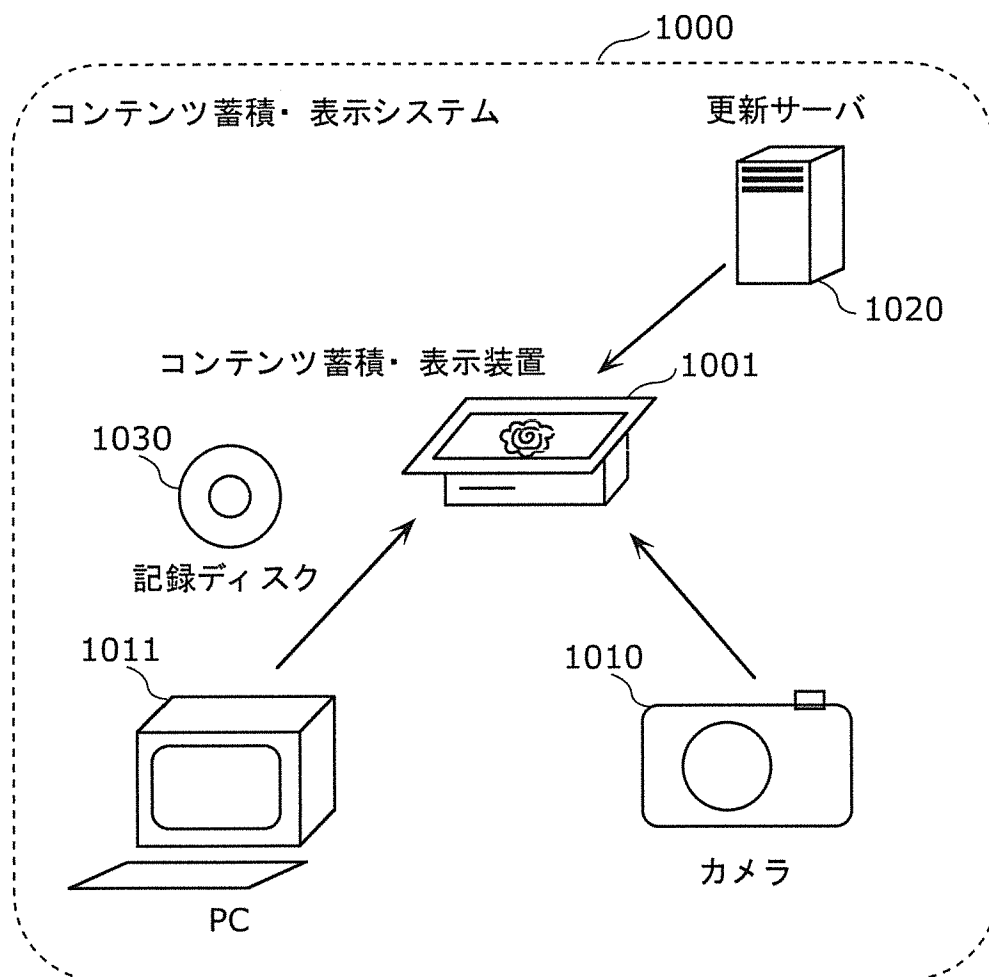
前記特定されたプログラムが、プログラムコードの呼び出し時に、前記プログラムのどの部分から前記プログラムコードを呼び出したかを示す呼び出し元を特定する呼び出し元特定部と、

前記特定されたプログラムを実行することに対する安全性について過去にチェックした結果を含む情報であるチェック結果を管理するチェックアプリ管理部と、

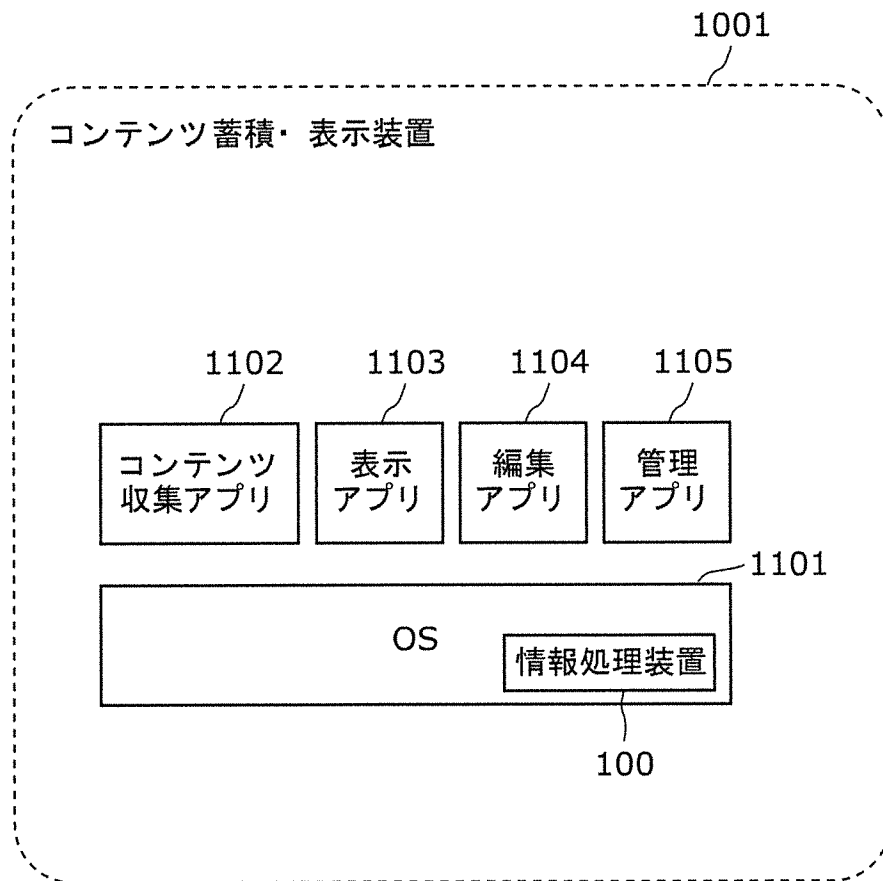
前記特定された呼び出し元と前記チェック結果とに基づいて、前記特定されたプログラムが攻撃されているかのチェックを行うか否かを判定する攻撃チェック判定部とを備える

集積回路。

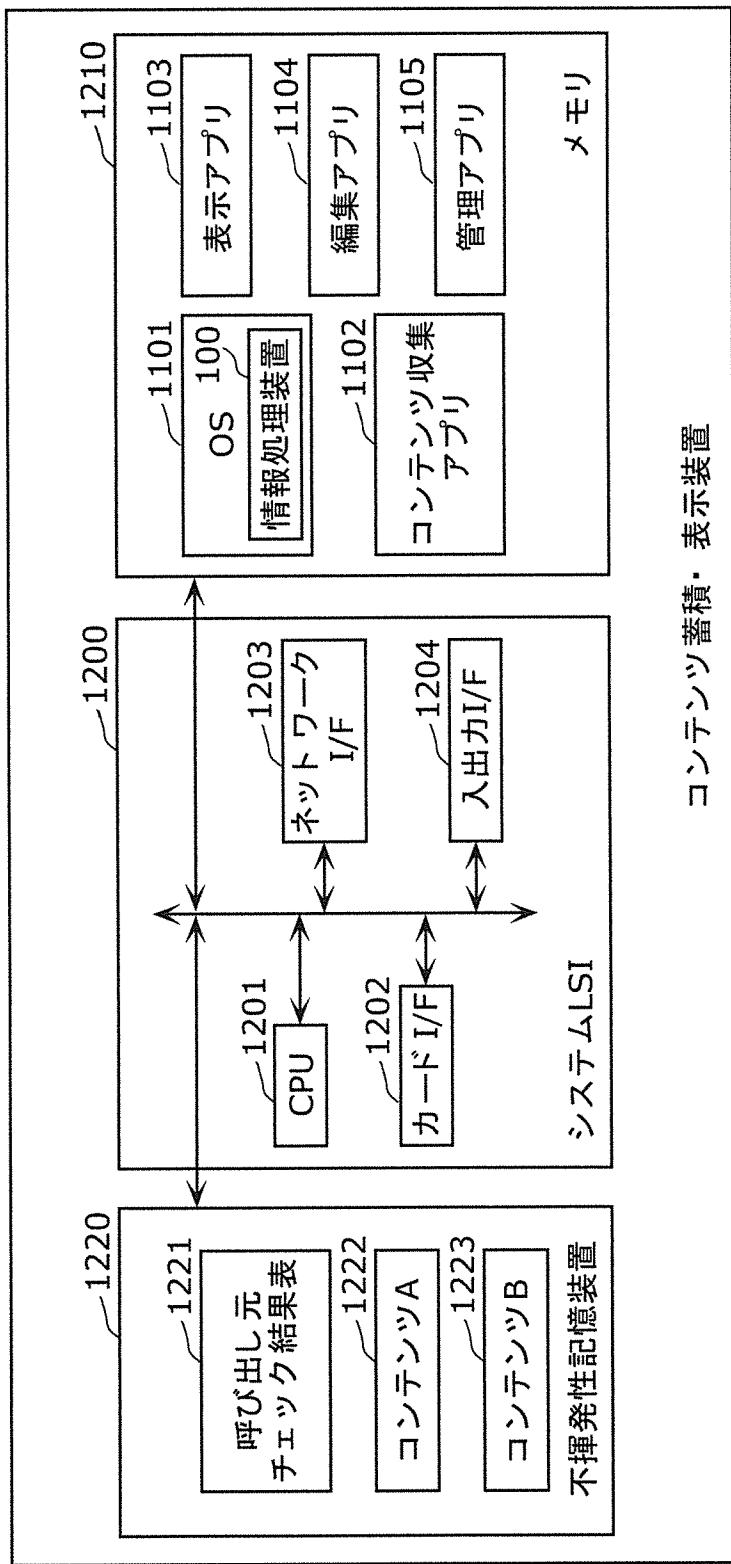
[図1]



[図2]



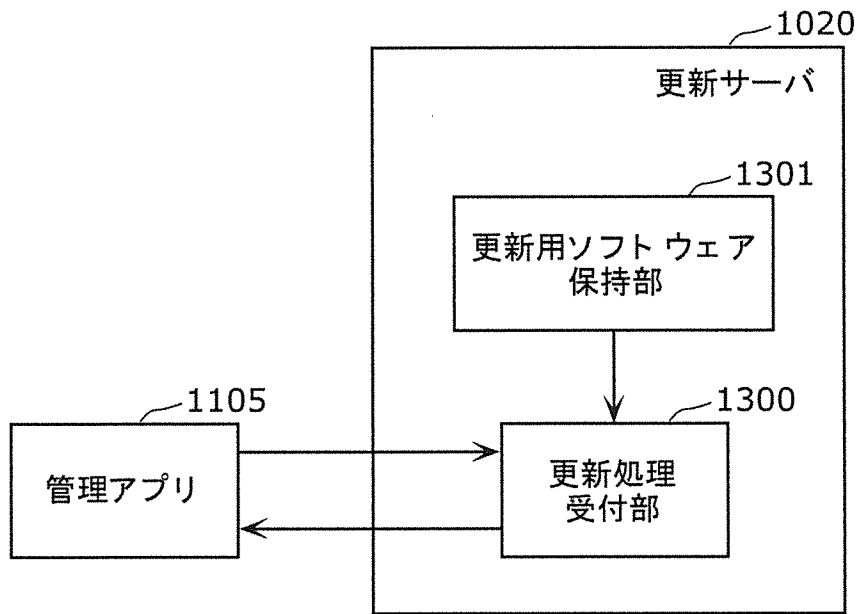
[図3]



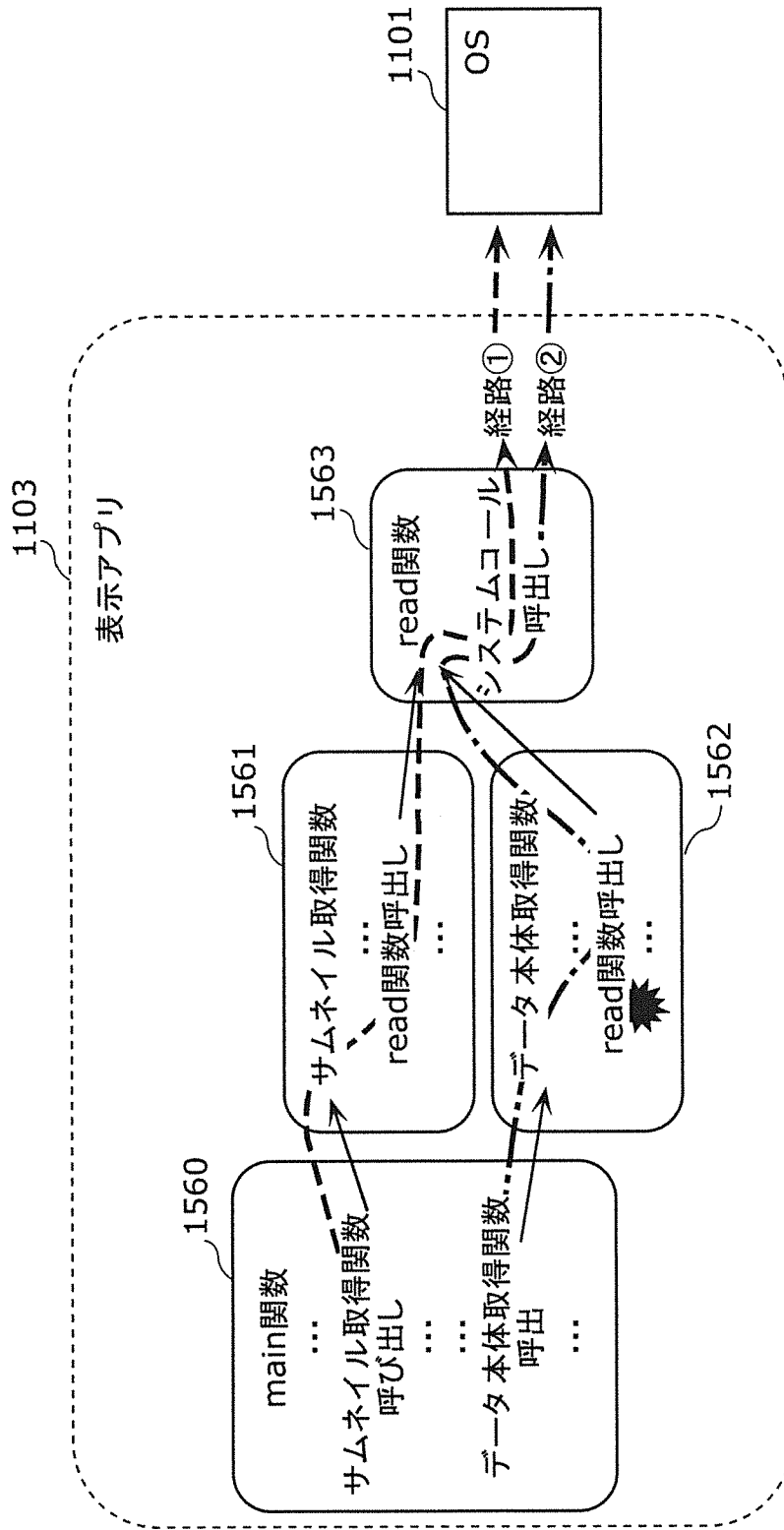
コンテンツ蓄積・表示装置

1001

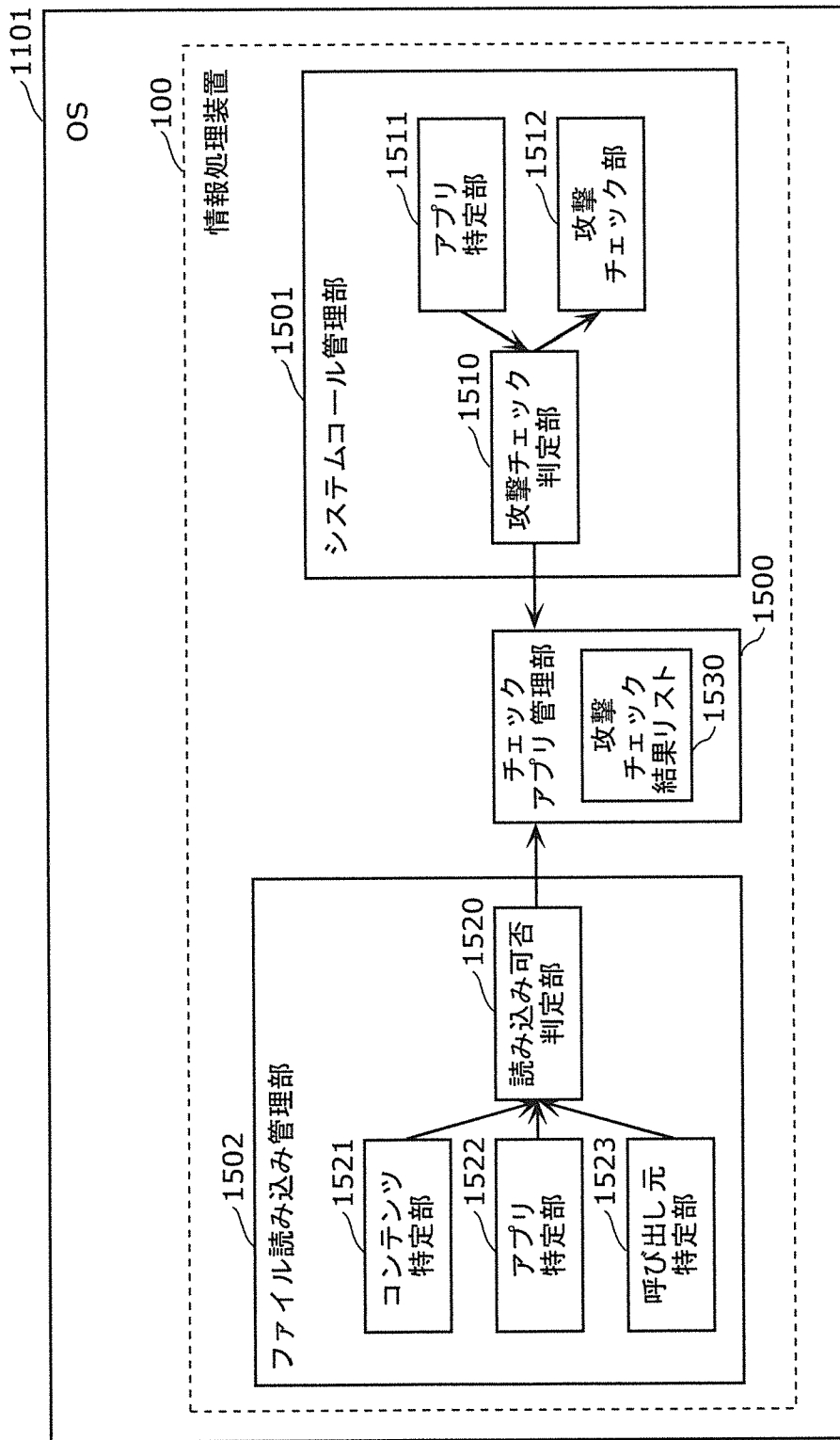
[図4]



[図5]



[図6]



[図7]

1530

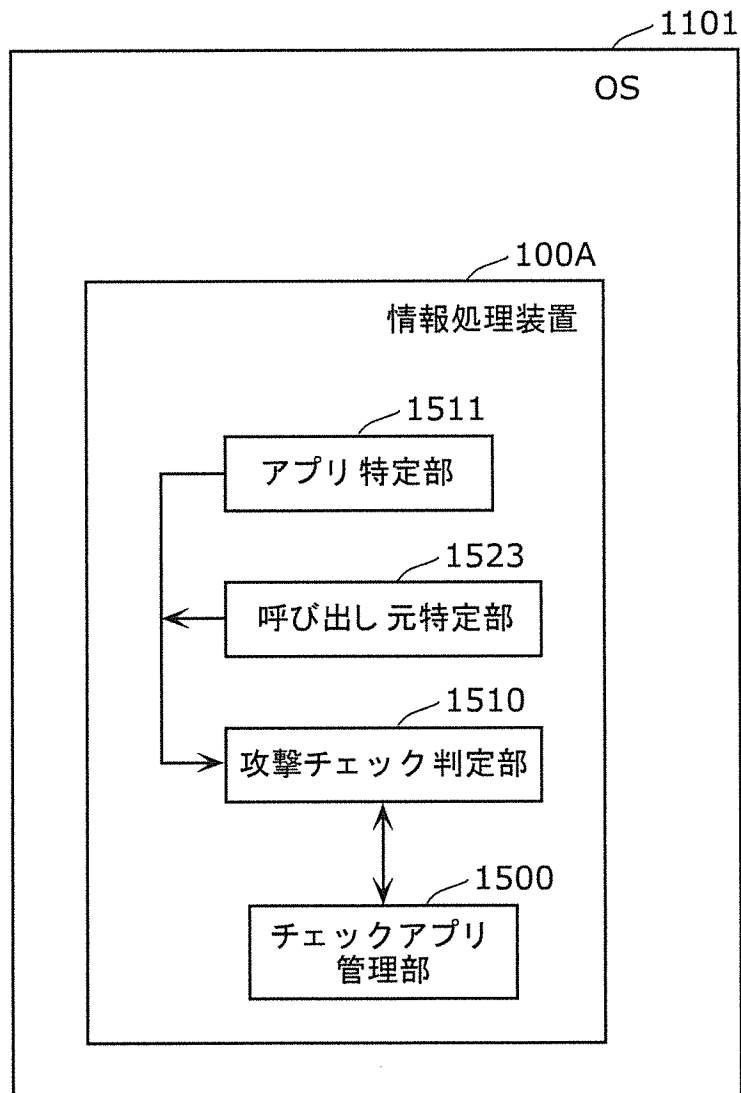
アプリ 識別子	コンテンツ 識別子	呼び出し元 アドレス	スタック ポインタ値	チェック 結果
アプリA	コンテンツA	afe_0000	bff5_8000	○
アプリA	コンテンツA	afe_0000	bef5_0000	×
アプリA	コンテンツB	8cf0_0000	bff4_0000	要
アプリB	コンテンツA	0000_c000	bff4_c000	○
...	

[図8]

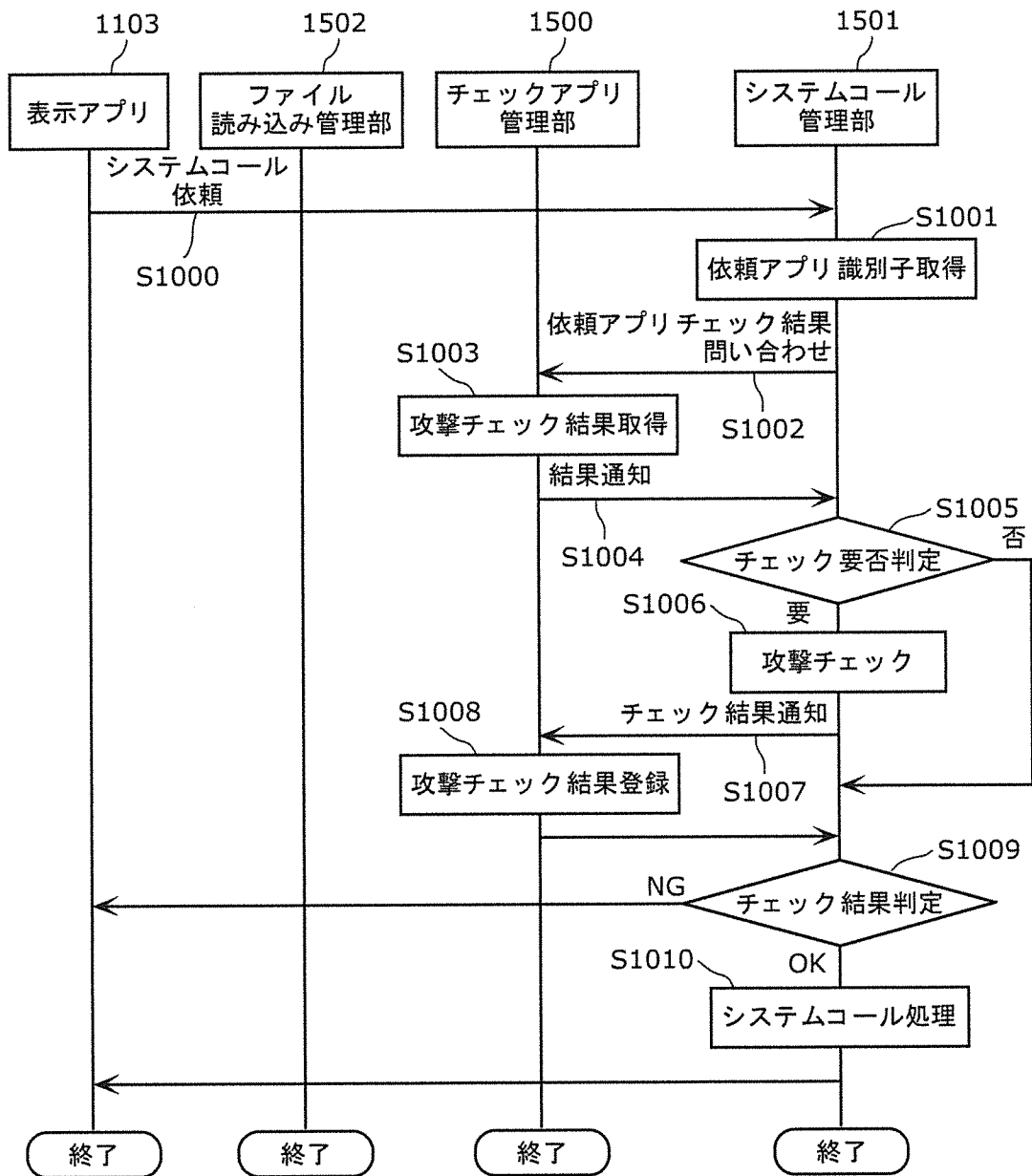
1531

アプリ 識別子	コンテンツ 識別子	呼び出し元 アドレス	スタック ポインタ値
アプリA	コンテンツA	afe_0000	bff5_8000
アプリB	コンテンツA	0000_0000	bff4_0000
...

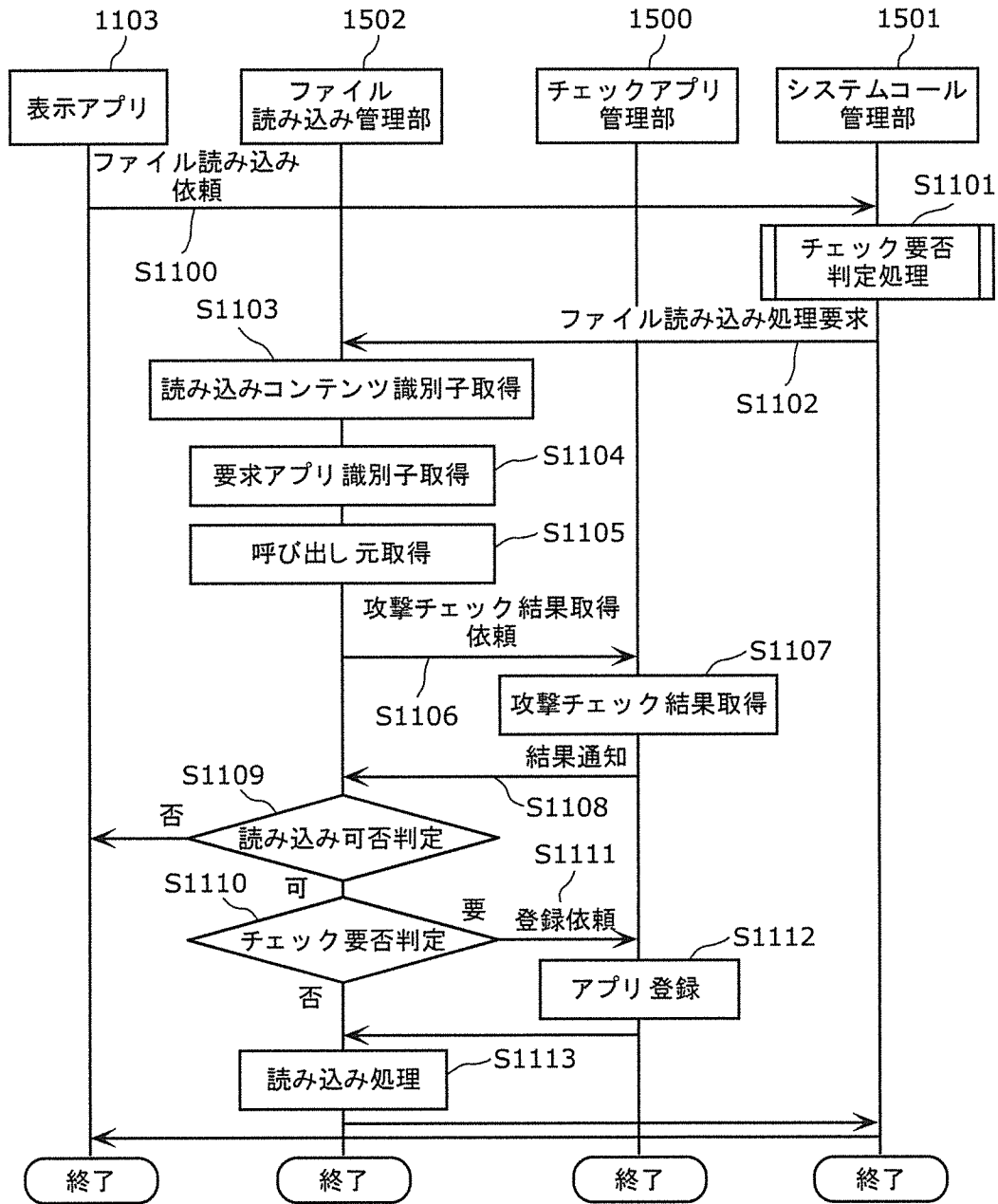
[図9]



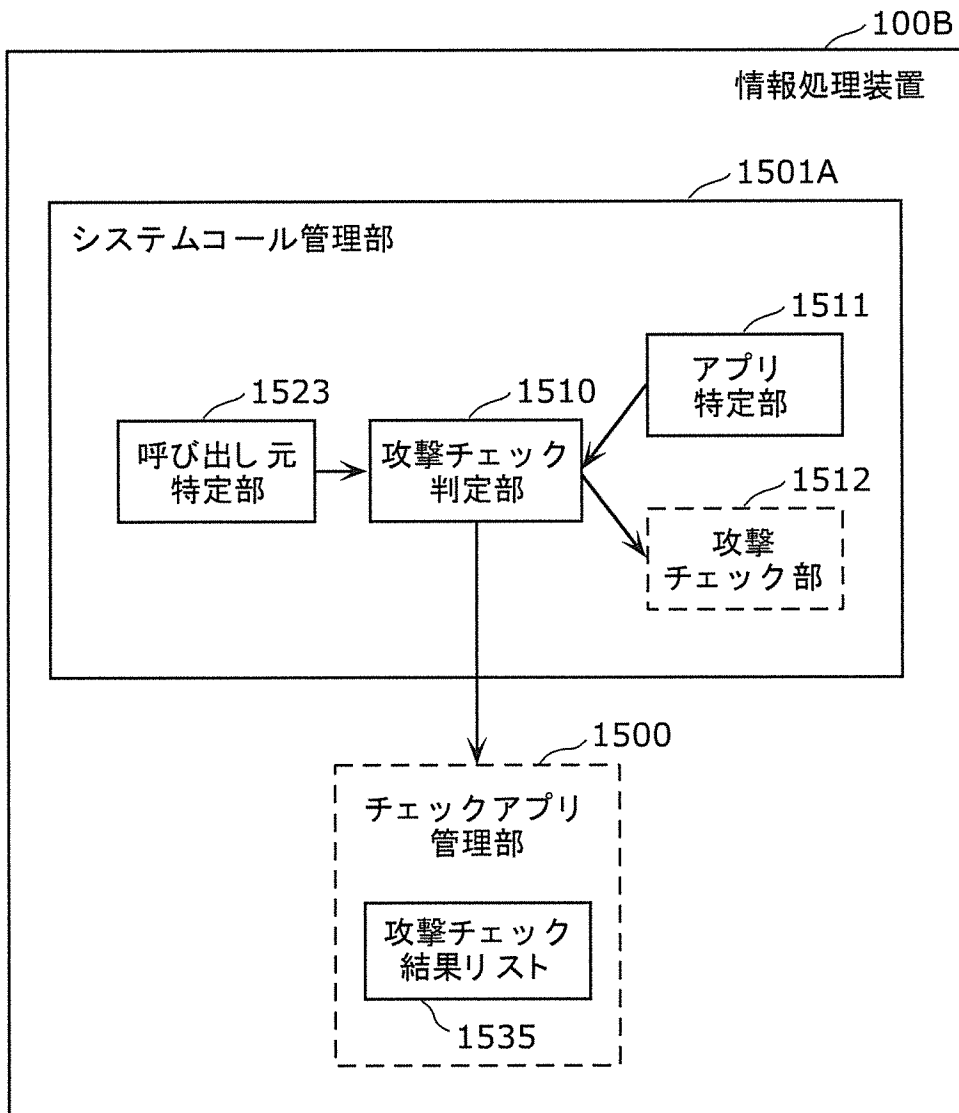
[図10]



[図11]



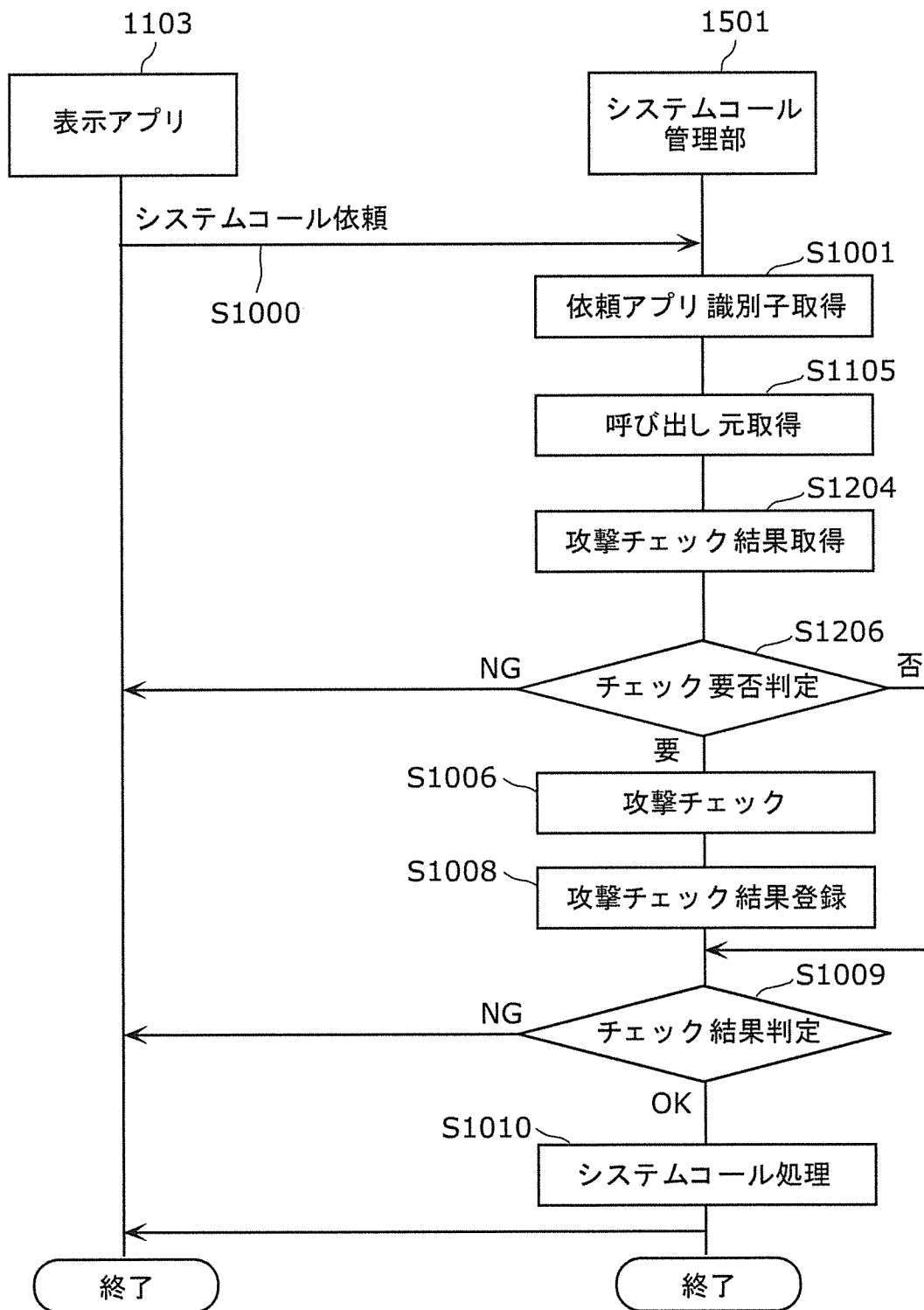
[図12]



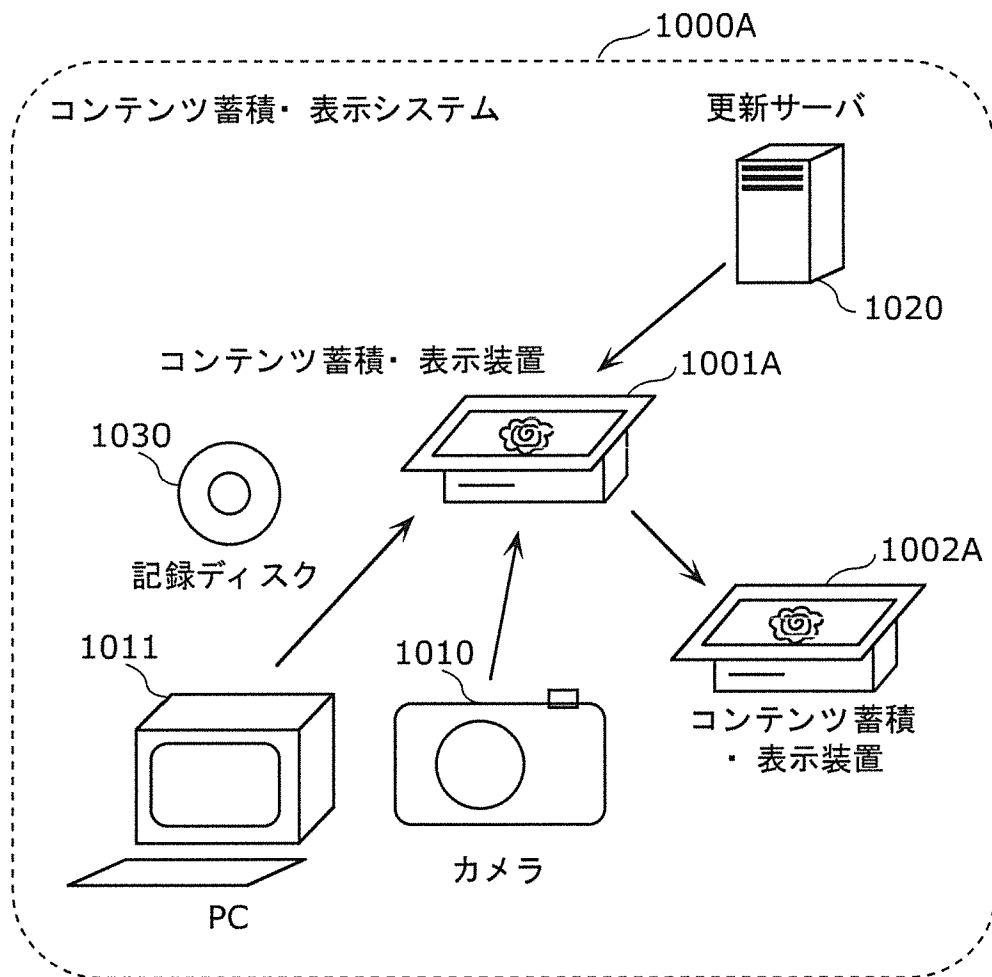
[図13]

アプリ識別子	呼び出し元アドレス	スタックポインタ値	チェック結果
アプリA	afe_0000	bff5_8000	○
アプリA	afe_0000	bef5_0000	×
アプリA	8cf0_0000	bff4_0000	○
アプリB	0000_c000	bff4_c000	○
...	

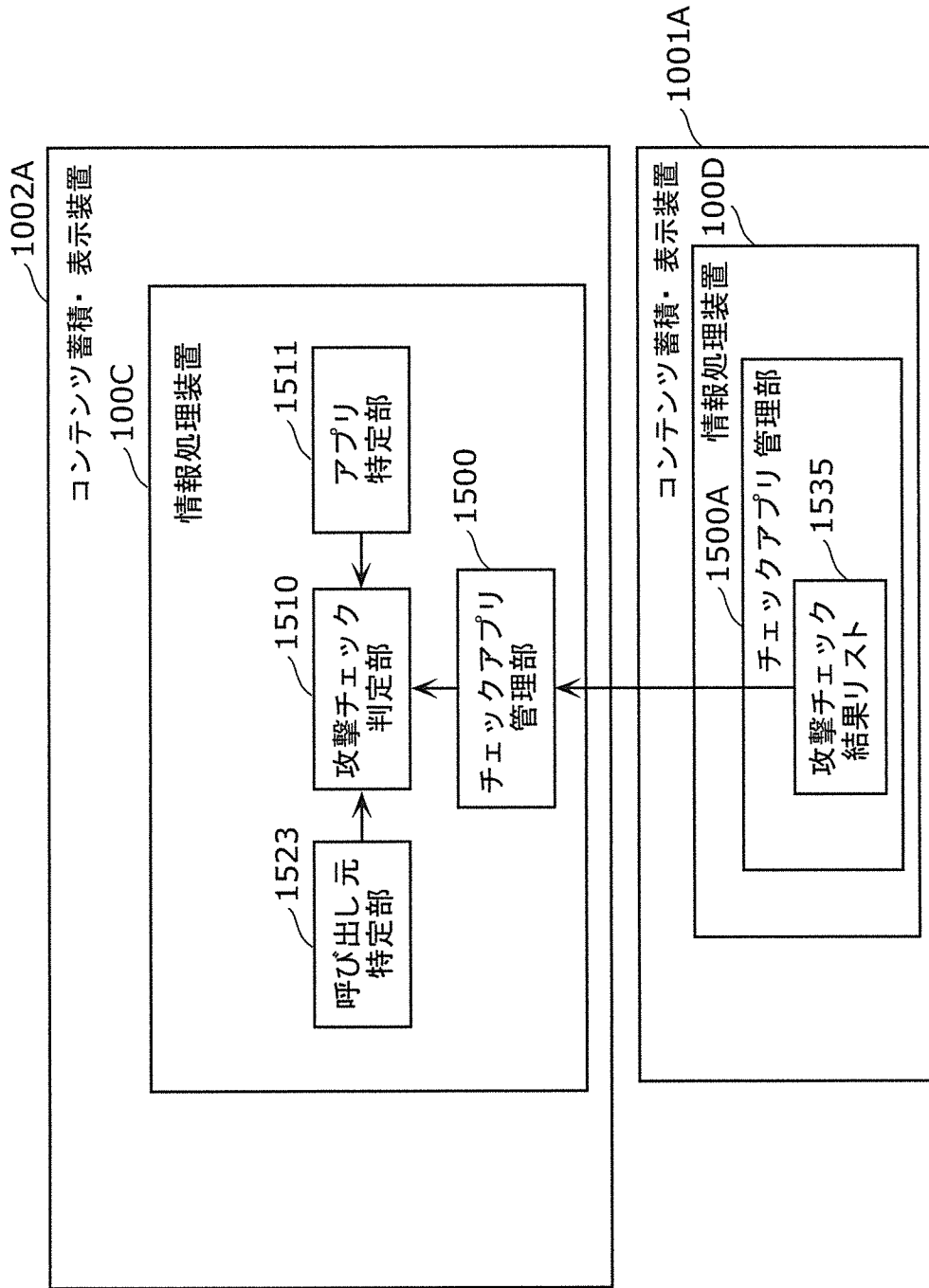
[図14]



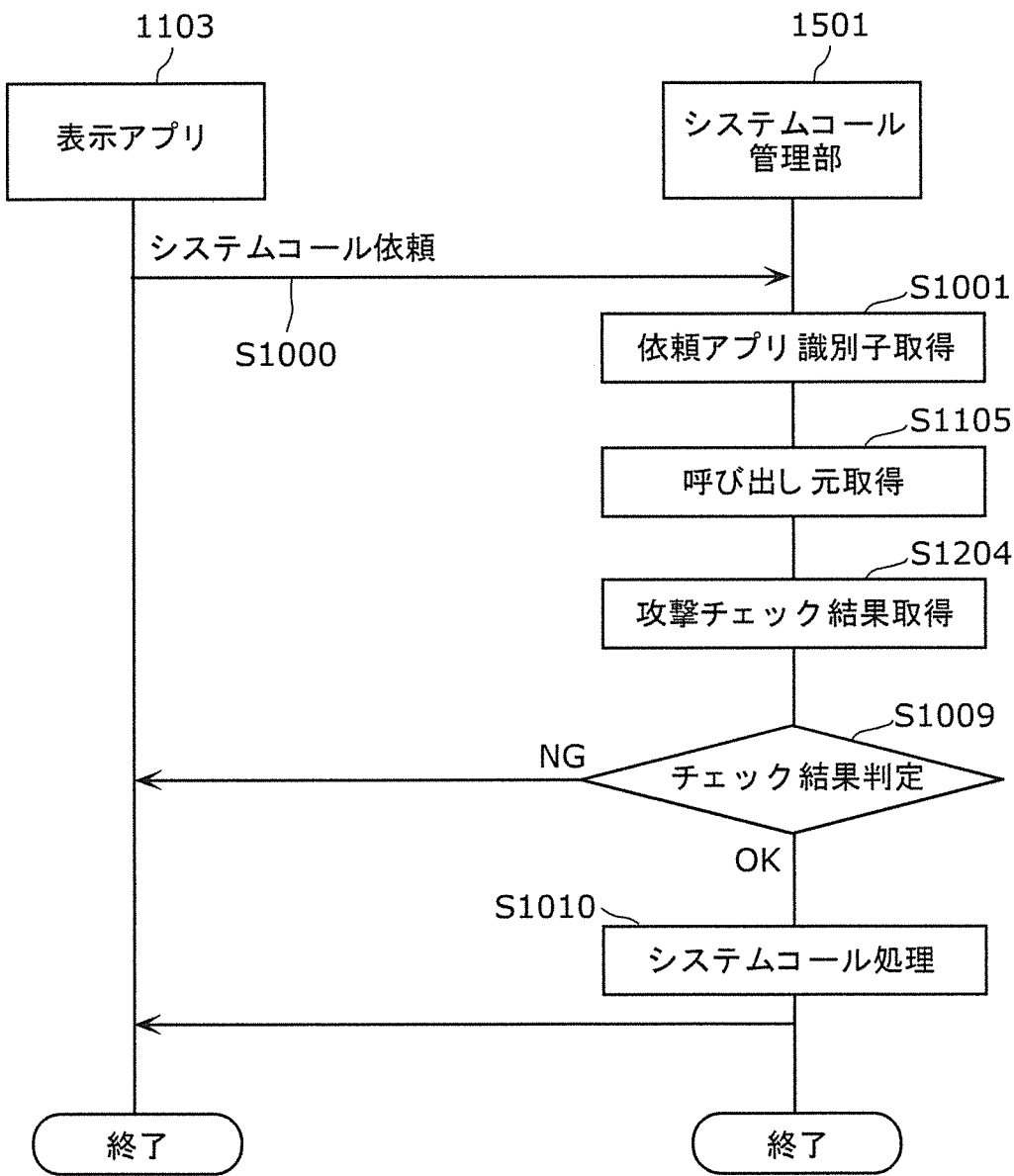
[図15]



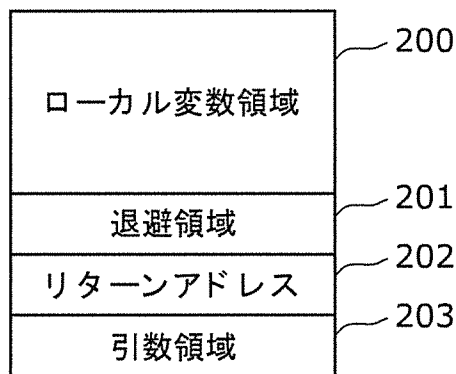
[図16]



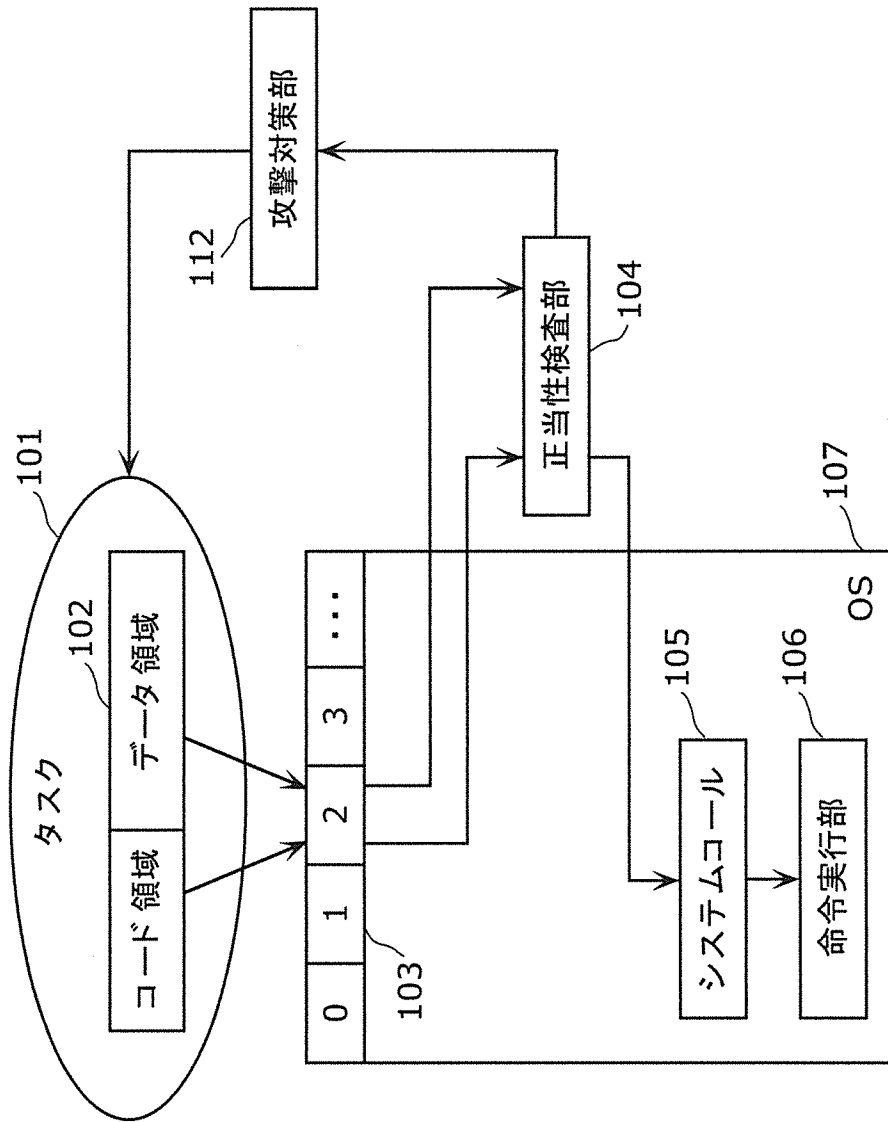
[図17]



[図18]



[図19]



INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2011/006668

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER

G06F21/00 (2006.01) i

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)

G06F21/00

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

Jitsuyo Shinan Koho	1922-1996	Jitsuyo Shinan Toroku Koho	1996-2011
Kokai Jitsuyo Shinan Koho	1971-2011	Toroku Jitsuyo Shinan Koho	1994-2011

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	JP 2010-97594 A (NTT Docomo Inc.), 30 April 2010 (30.04.2010), entire text; all drawings & US 2010/0077473 A1 & EP 2166478 A2 & CN 101685487 A	1-15
A	JP 2009-199529 A (Fourteenforty Research Institute, Inc.), 03 September 2009 (03.09.2009), entire text; all drawings (Family: none)	1-15
A	JP 2004-126854 A (Mitsubishi Electric Corp.), 22 April 2004 (22.04.2004), entire text; all drawings (Family: none)	1-15

Further documents are listed in the continuation of Box C.

See patent family annex.

* Special categories of cited documents:

“A” document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance

“E” earlier application or patent but published on or after the international filing date

“L” document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)

“O” document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means

“P” document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed

“T” later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention

“X” document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone

“Y” document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art

“&” document member of the same patent family

Date of the actual completion of the international search
26 December, 2011 (26.12.11)

Date of mailing of the international search report
10 January, 2012 (10.01.12)

Name and mailing address of the ISA/
Japanese Patent Office

Authorized officer

Facsimile No.

Telephone No.

A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC))

Int.Cl. G06F21/00(2006.01)i

B. 調査を行った分野

調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC))

Int.Cl. G06F21/00

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの

日本国実用新案公報	1922-1996年
日本国公開実用新案公報	1971-2011年
日本国実用新案登録公報	1996-2011年
日本国登録実用新案公報	1994-2011年

国際調査で使用した電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)

C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
A	JP 2010-97594 A (株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ) 2010.04.30, 全文、全図 & US 2010/0077473 A1 & EP 2166478 A2 & CN 101685487 A	1-15
A	JP 2009-199529 A (株式会社フォティーンフォティ技術研究所) 2009.09.03, 全文、全図 (ファミリーなし)	1-15
A	JP 2004-126854 A (三菱電機株式会社) 2004.04.22, 全文、全図 (ファミリーなし)	1-15

☐ C欄の続きにも文献が列挙されている。

☐ パテントファミリーに関する別紙を参照。

* 引用文献のカテゴリー

「A」特に関連のある文献ではなく、一般的な技術水準を示すもの
 「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの
 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す)
 「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献
 「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願

の日の後に公表された文献
 「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの
 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの
 「&」同一パテントファミリー文献

国際調査を完了した日

26.12.2011

国際調査報告の発送日

10.01.2012

国際調査機関の名称及びあて先

日本国特許庁 (ISA/JP)
 郵便番号100-8915
 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

特許庁審査官 (権限のある職員)

児玉 崇晶

電話番号 03-3581-1101 内線 3546

5S

3651